

第二回國會議院 厚生委員會會議錄 第十三号

昭和二十三年六月二十二日(火曜日)

午後二時零分開議

出席委員

委員長 山崎 岩男君

理事 有田 二郎君 理事 中嶋 勝一君

理事 田中 松月君 理事 山崎 道子君

理事 武田 キヨ君 大石 武一君

近藤 鶴代君 太田 典禮君

福田 昌子君 松谷天光君

師岡 榮一君 荊木 一久君

小野 孝君 最上 英子君

野本 品吉君 榊原 亨君

出席國務大臣 厚生大臣 竹田 儀一君

出席政府委員

大藏政務次官 荒木萬壽夫君

大藏事務官 原 純夫君

厚生事務官 木村忠二郎君

厚生事務官 久下 勝次君

委員外の出席者

総理廳技官 小森弘太郎君

厚生技官 櫻松 一郎君

専門調査員 川井 章知君

六月十九日

恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一六一号)

同月二十一日

醫師法案内閣提出(第一六七号)

保健婦助産婦看護婦法案(内閣提出)(第一六八号)

齒科衛生士法案(内閣提出)(第一六九号)

齒科衛生士法案(内閣提出)(第一七〇号)

第一類第七号 厚生委員會會議錄

第十三号 昭和二十三年六月二十二日

公衆浴場法案(内閣提出)(予閣第一三三号)

同月十九日

藥事法の一部を改正する請願外四件(齋藤晃君紹介)(第一五〇〇号)

同(徳田球一君外三名紹介)(第一五一八号)

同(野本品吉君紹介)(第一五一九号)

同(高倉定助君紹介)(第一五二〇号)

同(荊木一久君外一名紹介)(第一五二二号)

療術師法制定の請願(武田キヨ君外一名紹介)(第一五二四号)

消費生活協同組合法中消費金融事業削除に関する請願(櫻内義雄君紹介)(第一五三七号)

醫藥制度合理化に関する請願(松本眞一君紹介)(第一五五三三号)

藥事法の一部を改正する請願(徳田球一君外三名紹介)(第一五七四号)

遺族の援護に関する請願(齋藤晃君紹介)(第一五七六号)

榊原君外一名紹介(第一五七七号)

の審査を本委員会に付託された。

六月十九日

優生保護法制定反対の陳情書(北海道川上郡標茶村字阿應内南一線一八番地内谷権一郎)(第七四八号)

社会保険事務費國庫補助の陳情書

(東京都千代田区神田花房町千代田社会保険事務研究会会長鈴木総二)(第七五一号)

療術師法制定等に関する陳情書(醫藥制度合理化推進連盟中央委員長伊藤藤(第七六二二号)

民生委員法制定に関する陳情書(東京都澁谷区原宿三丁目全国日本民生委員連盟会長原泰一)(第七七七号)

営團住宅購入に対し補助金交付の陳情書(大分市新高松居住者組合代表多田正太郎外二百七十四名)(第七九五号)

癩患者の生活保護に関する陳情書(宮城県登米郡新田村國立癩療養所東北新生癩患者代表川村與七)(第七三八号)

生活協同組合法制定促進に関する陳情書(佐賀縣立生活協同組合代表柳川善光外四千五百名)(第八三九号)

地区船の船員保険に関する陳情書(日本機帆船業会会長竹内義台)(第八四〇号)

引揚同胞の援護に関する陳情書(合簿引揚者会廣島縣支部長奥田達郎)(第八四三三号)

船員保険脱退手当金制の改正反対に関する陳情書(日本機帆船業会会長竹内義台)(第八四八号)

児童福祉法の一部改正に関する陳情書(大阪市議會議長田村敬太郎外四名)(第八七〇号)

民生委員法制定に関する陳情書(大阪市議會議長田村敬太郎外四名)(第八七〇号)

八七三三号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

藥事法案(内閣提出)(第八八八号)

民生委員法案(内閣提出)(第一〇〇号)

厚生年金保險法等の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一二二二号)

國家公務員共済組合法案(内閣提出)(第一六〇号)

醫師法案(内閣提出)(第一六七号)

保健婦助産婦看護婦法案(内閣提出)(第一六八号)

齒科衛生士法案(内閣提出)(第一八九九号)

齒科醫師法案(内閣提出)(第一七〇号)

醫療制度に関する件

醫療資材に関する件

山崎委員長 ただいまより會議を開きます。

まず民生委員法案を議題といたします。本案は前会において質疑を打切つたのでありますが、重大問題について発言を求められておりますので、これを許すに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

山崎委員長 御異議なければこれを許します。有田委員。

有田委員 民生委員法につきましても、附帯決議をつけることに先般の委員會会で決定をみたのでありますが、その筋の方の達しによりまして、附帯決議はなるべく遠慮してくれということとありますので、ここにその附帯決議を讀みまして、政府の御協力をお願いする次第であります。

附帯決議

新憲法下議會の議員の職責は重大であり、かつその職務も繁忙を極め、一方において民生委員の諸君もいよゝゝ重大かつ繁忙を予想せられるので、議會の議員が民生委員の職を兼ねることに対し、今後十分考慮せられたい。なお現在議會の議員にして民生委員の職にある者については、兼職はこれを努めて遠慮してもらふようにすること。官吏の民生委員との兼職についても右と同様なること。

以上の附帯決議をこの法案につけるつもりでありましたけれども、先刻申しましたような事情によりまして、附帯決議として法律にはつけません。この趣旨に対して政府は十分なる処置をおとりになることをお願いする次第であります。(拍手)

竹田國務大臣 ただいま有田委員のお述べになつた御趣旨の線に沿ひまして、善処したいと思ひます。

山崎委員長 次に前会において質疑を打切りました民生委員法案及び厚生年金法案等の一部を改正する法律案を一括して討論にはいります。まず民生委員法案についての討論にはいります。山崎委員。

山崎委員 此の民生委員法に對しましては、すでに各委員から十分慎重審議せられたのでございます。それにつきましてわが社会党といたしまし

ては、この際質疑の内容が、主として民生委員に対し非常に監督的な非難の声の方が多かったように思うのでございませぬ。これに對しましては、一部にそうした不正なことをする当を得ざる民生委員のあるのは事実でございませぬけれども、民生委員の本質的なものを十二分に心得て、涙ぐましい努力をしておられる多くの民生委員のあることを、この際われわれはよく考えなければならぬと存じます。この意味におきまして、民生委員の仕事がいか

に困難であり、いかに重大であるといふことを考えまして、はるかに、この職責に従事していただくに、この職責に、私たちは感謝の誠を捧げなければならぬ、かように存じているものでございませぬ。それに加えまして、私は民生委員のとかく非難を受けま

ることを防ぎます意味において、ぜひとも第十三條にございませぬ。民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。という條文の運営にあたりまして、現行の担任区を少し拡大いたしました、これを一人で担任するのでなく、二人制を採用してほしい。一担任区を二人で運営してまいりませすれば、足らざるところはお互いに補い合つていく。とかくそこに生じが

ちの情実も防ぐことが出来る。それから物資の横流し等々の悪評に對しては、これを是正していくことが出来る。かような意味でぜひ当局におかれまして、こういう精神を加味されまして、今後の運営に考慮していただきたい。と、民生委員を非難するばかりでは、正しい人は得られません。

身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をする事なく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行なわなければならない。また第十六條には「民生委員は、その職務上の地位を政黨又は政治的目的のために利用してはならない。」と規定してあるの

でございませぬ。これは民生委員の活動の上におきまして、現実的にあらかじめ予想し得る事態に備えての規定であると思ふのであります。民生委員の熱情を見ますと、大部分の方ががわめて熱心に、献身的に、社会福祉の増進のために努力せられておられることに對しましては、衷心敬意を表するものであります。また一部その職務上の地位を私するがごとき者もないではないといふことは、本委員会の今までの論議において明らかに見ることができると思ふのであります。従つて私は民生委員会が新しく生れるにあたりまして、政府は各地方機関に對し、民生委員の推薦、また委員の職務の遂行が

ままで適正公平に行われて、いやくも立法の本旨にもとることのないように、また委員で好ましくないからと行動があつた場合には、断乎として第十一條の規定を適用いたしまして、さような者を排除する措置を講ずるよう、地方に對して指令を發して、あらかじめこの民生委員法が眞に社会公共福祉の増進のための立法精神を遺憾なく生かしていかれるように、適切有效な措置を講じていただきたいことを希望いたします。

以上希望意見を申し述べまして賛意を表します。

○山崎委員長 本案についての討論は終局いたしました。

次に厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の討論に移るのであります

が、別に討論の通告もございませぬので、ただちに採決にはいります。

便宜上兩法案を一括して採決にはいります。民生委員法案及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案を可決いたしますことに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○山崎委員長 起立議員。よつて兩法案は原案の通り可決いたしました。

なお議長に提出いたしました報告書の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山崎委員長 御異議なければさよう取計らいます。

○山崎委員長 次に出委員より医療制度に関する件につき、ホルモン剤の課税について質疑を求められておりますのでこれを許します。

大藏當局がただいま見えておりませぬので、その先にお諮りいたします。山崎理事より医療機械に関する件に關連して緊急質問を求められておりますので、これを許したいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山崎委員長 御異議ないのでこれを許します。

○山崎(遺)委員 私は最近茨城県下に行われておりますララ物資の横流しの問題につきまして、大臣にお伺ひしたいと思ひます。

申すまでもなくこのララ物資は、敗戦日本に對する海外からの心からなる同情心より、枯渴せんとしております

愛の泉に對する呼水のような貴い物資が送られてあるものと私は信じておるものであります。つきましてはこれを流してまいります上には、嚴重なる取締と、その精神を尊重してなされなければならぬといふことは申すまでもないことと存じます。ところが最近茨城県におきましては、民生課長以下職員全員が共謀いたしました、ララ物資を横領いたしました、殊にはなはだしいのは一名で百五十万円に及ぶ現金をもつて高利貸を営んでおられるような案例を、私は昨日水戸市へ参りまして調査してまいつたのでございませぬ、このことが約一年間にわたつて行われてきたといふことを何ら知らなかつたのでございませぬか。それとも監督の地位におられます厚生省におきましては、これに對していかなる監督と、いかなる処置をその後講じて來られたかといふことを、私はまず第一にお伺ひしたいのであります。

茨城県におきましては課長初め職員ほとんど全員が、現在縣廳内から刑務所へ移動しているというやうな、好ましくない状態にございませぬ。これらの調査に當つております検査廳に對して、軍政部から表彰狀を出してもつとつかりやれと言われていることを私たちが非常に残念なことに存じます。これに對しまして厚生大臣の責任ある御答弁をお伺ひしたいと思ひます。

○竹田國務大臣 たい、山崎委員からララ物資の問題について御質疑をいただいたのであります。まことに恐縮に存じております。仰せの通りララ物資は、愛の結晶と申しますか、愛の泉と申しますか、外國から日本の困難者に對するまことに貴い贈物でありま

して、これらの物資の配給につきましまして、いささかの不正があつてはならぬことは申すまでもありません。私の聴いておきますところによると、諸外国へもララ物資はまいつておるのであります。日本へまいつておきますララ物資の配給が、比較的公正に行われているというのを聴きまして、安心をいたしておつたのであります。今、同茨城県下におきまして、思わざる不祥の事になりましたことは、まことに遺憾に存するのであります。従来とも、こういうことがあつたとは思わなかつたのであります。現に起りまして、今仰せの通り検査の手を煩わして取調べをしなければならぬようなことになつたことを、まことに残念に思つておきます。將來はこういう貴いララ物資のごとき物の配給には、嚴重なる警告を發し、こうした不祥事の起らないように、十分の処置を講じたいと思つておきます。なお詳細のことにつきましては、政府委員が詳しく存じているようでございますから、その方からお答え申し上げたいと存じます。

○米村(憲)政府委員 ただいま山崎委員から御質疑のありましたララ物資の点でございますが、ララ物資が一昨年こちらへまいるようになりまして、以來、一切の救済物資について、不正不當の取扱ひがあつてはならぬことは、言うまでもないことではあります。特にララ物資につきましては、國際的關係も非常に大きく、またこれの國內的問題につきましても、非常に重大なものがあると思つておきます。これが取扱ひにつきましては、非常に嚴密なる取扱ひをするように措置いたしてまいつておつたのであります。これが

配分につきましましては、常に警察官に立会わせるとか、いろ／＼の方法を講じまして、これらの物が横領されたり、横流しされたりするようないふことがないよう、十分の注意をいたしてまいつておつたのであります。従いまして、從來におきまして、二、三盗難のありましたことはあるのであります。それらにつきましても大きな問題になるようなことはあまりなくて済みまして、現在までに至つておつたのであります。茨城県下におきまして、不正な事件が起りまして、これが本年の初めに發覚いたしました。これにつきましまして、昨年の中ばごろから後にかけて、

はちやうど昨年の水害のころから、警察官が手薄になりましたことも、一つの原因になつておつたかのごとく見受けられるのであります。これは全体が通謀いたしておつたものでなく、一、二の者がいたしておつたのであります。それが全体の者にだん／＼と影響を及ぼしてきたという状況であるやうであります。これらにつきましまして、われわれの方の監督不行届の点につきましまして、まことに申訳なく思つております。この点につきましましては十分檢察當局において処置いたされますと同時に、われ／＼としても嚴重な処置をとるやうにいたすつもりであります。茨城県におきまして、関係者は全部更迭して新しい顔觸れで、新しい氣持でやつております。他の地方においては、現在はそのうちは全然ないやうでございます。今後においても、そういうことが絶対にないやうにするために必要な措置を講じております。また昨日ありました民生部長會議において、この点については、特にララ物資

について申したのであります。一般の救済物資については、非常な注意をしなければならぬということをごさうに強調いたしまして、今後はそういうことが絶対にないやうにしたいと思つております。

○山崎(憲)委員 私たちも同様に、ララ物資については特別な考慮が拂われていて、間違ひなく配給されているというふうな聞いて安心していたのであります。ところが、たまたま茨城県下において、こういう重大なことが行われていたというごときに鑑みまして、今後なお嚴重なる監督が望ましいのでございませぬ。もしこうした場合、起るやうにございまして、外資の個人に対して私たちがどうして申訳をするかというごときを考へますとき、ほんとうに恐ろしい心持がいたすのでございませぬ。政府ではほとんど間違ひなく運営されておるのでございませぬ。が、こういう例があつたというごときを見まして、ほかにも十分警戒をしていただかなければならぬと思つて、私共の職務に申し上げたいことは、民生委員の職務においてもその通りでございます。その運営の上におきまして、私たちがしばしば、厚生省へ参りまして、各地方にある問題を申し上げると、いろいろの点は、いろいろのふりかへして、おると言われる、そうするとならば、政府が言われるやうな氣持であるならば、私共は異議がないと思つてございませぬ。これが決して下部に浸透してない、という恨みがたぐさんございませぬ。今後はそういうごときのないやうに十分にひとつ御考慮を願わなければならぬと思つて、ここに一國民からして投書が参つております。これを讀み

ますることは非常に長い時間を要しますので、あとで社会局長にお目を通したいたしたいと思つて存じます。この投書にもございませぬ。非常に情實に流れておるといふ面が多い。そうしてほとんどその取扱ひその他に対する監督と申しましようか、監査といふやうな機關がないといふやうなことも、一つの欠陥ではないかと考へますので、今後こういう救済物資の配給その他に對しましては、十分監査をやられることを私は強く要求しておきます。それからこれは靜岡縣のある町村でやつておるのでございませぬ。配給物資が参りますと、要保護者の代表者會議といふものを開きまして、こういう物が配給になつたからどう分配しようかというごときで、ほんとうに民主的に運営しておりまして、非常になごやかにいつておられます。こういう例をお考へになりまして、再びこういう不祥事を繰返さないやうに、私はお願いいたしておきたいと思つて存じます。この茨城県のは特別のものであらうと存じます。が、廣りきつていたと申しましようか、水害の救済物資等も相当横流しをいたしておられます。新たな発足をしたといつて安心しておいでにならないで、とことんまで注意を拂つていただきます。眞に革新的な運営ができませんやうに、特に社会局長に私は強く要望いたしておきます。私の質問を終ります。

○山崎委員 次に本委員会に追加された医師法案、齒科医師法案及び保健婦助産婦看護婦法案を一括議題といたします。提案理由の説明を聴取いたします。存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○山崎委員 御異議なければ順次提案理由の説明を求めます。竹田厚生大臣。

医師法案
第一章 総則

第一條 医師は、医療及び保健指導を掌ることによつて公衆衛生の向上及び増進に寄與し、もつて國民の健康な生活を確保するものとする。

第二章 免許

第二條 医師にならうとする者は、醫師國家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならない。

第三條 未成年者、禁治産者、準禁治産者、つんぼ、おし又は盲の者には、免許を與えない。

第四條 左の各号の一に該当する者には、免許を與えないことがある。
一 精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者

二 罰金以上の刑に処せられた者

三 前号に該当する者を除く外、医事に関し犯罪又は不正の行爲のあつた者。

第五條 厚生省に医籍を備へ、医師免許に関する事項を登録する。

第六條 免許は、医籍に登録することによつて、これをなす。

2 厚生大臣は、免許を與えたときは、医師免許証を交付する。

3 医師は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所医業に従事する者については、その場所その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その住所地の都道府縣知事を経由して厚生大臣に届け出なければならぬ。

第七條 醫師が、第三條に該当するときは、厚生大臣は、その免許を取り消す。

2 醫師が第四條各号の一に該当し、又は醫師としての品位を損するような行爲のあつたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて医業の停止を命ずることが出来る。

3 前項の規定による仮消処分を受けた者であつても、疾病がなかり、又は改しゆんの情が顯著であるときは、再免許を與えることができる。

4 厚生大臣は、前三項に規定する処分をなすに當つては、あらかじめ、医道審議會の意見を聴かなければならない。

5 第一項又は第二項に規定する処分がなされるに當つては、当該処分を受ける者は、厚生大臣又は都道府縣知事の指定した官吏若しくは吏員又は医道審議會の委員に対して弁明する機会が與えられなければならない。

6 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 弁明を聴取した者は、聴取書を作り、これを保有すると共に、報告書を作製し、且つ、処分の決定について厚生大臣に意見を述べなければならぬ。

第八條 この章に規定するものの外、免許の申請、医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに住所の届出に關しては、省令でこれを定める。

第三章 試験
第九條 醫師國家試験は、臨床上必要な医学及び公衆衛生に關して、醫師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第十條 醫師國家試験及び醫師國家試験予備試験は、毎年少くとも一回、厚生大臣が、これを行う。

第十一條 醫師國家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。
一 文部大臣の認定した大学において正規の医学の課程を修めて卒業した者で、一年以上の診療及び公衆衛生に關する実地修練を経たもの

二 醫師國家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び公衆衛生に關する実地修練を経たもの
三 外國の医学学校を卒業し、又は外國で醫師免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、且つ、適当と認定したもの

第十二條 醫師國家試験予備試験は、外國の医学学校を卒業し、又は外國で醫師免許を得た者のうち、前條第三号に該当しない者であつて、厚生大臣が適当と認定したものでなければ、これを受けることができない。

第十三條 禁治産者、つんぼ、おし及び盲の者は、醫師國家試験及び醫師國家試験予備試験を受けることができない。

第十四條 左に掲げる者については、醫師國家試験及び醫師國家試験予備試験を受けさせないことがある。
一 禁治産者
二 第四條各号の一に該当する者

第十五條 醫師國家試験又は醫師國家試験予備試験に關して不正の行爲があつた場合には、当該不正行爲に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることが出来る。この場合において、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第十六條 この章に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他試験に關して必要な事項及び実地修練に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

第四章 業務
第十七條 醫師でなければ、医業をなしてはならない。
第十八條 醫師でなければ、醫師又はこれに紛らわしい名稱を用いてはならない。

第十九條 診療に従事する醫師は、診療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。
2 診察若しくは検査をし、又は出産に立ち会つた醫師は、診断書若しくは検査書又は出生証明書若しくは死産證書の交付の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

第二十條 醫師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産書を置く。

第二十一條 醫師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検案して異状があるとき、二十四時間以内

第二十二條 醫師は、患者から薬剤の交付に代えて処方せんの求があつた場合には、これを交付しなければならない。但し、その診療上特に支障があるときは、この限りでない。

第二十三條 醫師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

第二十四條 醫師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に關する事項を診療録に記載しなければならない。
2 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する醫師のした診療に關するものは、その病院又は診療所に管理するにおいて、その他の診療に關するものは、その醫師において、五年間これを保存しなければならない。

第五章 審議會及び委員
第二十五條 厚生大臣の諮問に應じて第七條若しくは齒科醫師法(昭和二十三年法律第 号)第七條に規定する処分又は医道の向上に關する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に屬する医道審議會を置く。

第二十六條 厚生大臣の諮問に應じて

醫師國家試験に關する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に屬する醫師國家試験審議會を置く。

第二十七條 醫師國家試験に關する事務を掌らるるために、厚生大臣の監督に屬する醫師國家試験委員を置く。

第二十八條 厚生大臣の諮問に應じて第十一條の規定による実地修練に關する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に屬する醫師実地修練審議會を置く。

第二十九條 醫師國家試験予備試験に關する事務を掌らるるために、厚生大臣の監督に屬する醫師國家試験予備試験委員を置く。

第三十條 醫師國家試験委員、醫師國家試験予備試験委員その他醫師國家試験又は醫師國家試験予備試験に關する事務を掌るる者は、その事務の施行に當つて職正を保持し、不正の行爲のないようにしなければならない。

第六章 罰則
第三十一條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。
一 第十七條の規定に違反した者
二 虚偽又は不正の事実に基づいて醫師免許を受けた者
2 前項第一号の罪を犯した者が、醫師又はこれに類似した名稱を用いたものであるときは、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項の規定による停止命令に違反した者

二 第三十條の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正に採点をした者

第三十三條 第六條第三項、第十八條、第二十條から第二十二條まで又は第二十四條の規定に違反した者はこれを五千元以下の罰金に処する。

附則

第三十四條 この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を超えない期間内において、政令でこれを定める。

第三十五條 國民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法という。）は、これを廃止する。

第三十六條 旧法又は醫師法（明治三十九年法律第四十七号、以下旧醫師法という。）によつて醫師免許を受けた者は、これをこの法律によつて醫師免許を受けた者とみなす。旧醫師法施行前に醫師開業免許を得た者についても同様である。

2 旧醫師法施行前医療仮開業免許を得た者の医業については、なお従前の例による。

3 昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮總督府、台湾總督府、樺太總長官、南洋廳長官若しくは滿洲國駐劄特命全權大使又は滿洲國の醫師免許を受けたる日本國民に対する醫師免許及び試験については、この法律施行の日から五年間は、なお従前の例によることができる。

第三十七條 旧法又は旧醫師法による医籍の登録は、これをこの法律による医籍の登録とみなす。

第三十八條 旧法又は旧醫師法によつて

第一類第七号 厚生委員会議録 第十三号 昭和二十三年六月二十二日

てした醫師免許の取消処分又は医業停止の処分は、それぞれこれをこの法律の相当規定によつてしたものとみなす。この場合において、停止の期間は、なお従前の例による。

第三十九條 旧法の規定によつて作成された醫師の診療録は、これを第二十四條の診療録とみなす。

第四十條 旧法若しくは旧醫師法又はこれに基いて発する命令又は右の命令に基いてなした処分に違反した者の処罰については、なお旧法又は旧醫師法による。

第四十一條 國民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第四百二号）附則第二項の規定に該当する者は、第二條の規定にかかわらず、醫師免許を受けることができる。

第四十二條 國民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十二年勅令第四百三十七号）附則第二項の規定に該当する者は、第十一條の規定にかかわらず、醫師國家試験を受けることができる。

第四十三條 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八号の規定により大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第十一條第一号の大学とみなす。

齒科醫師法案

第一章 總則

第一條 齒科醫師は、齒科医療及び保健指導を掌ることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄與し、もつて

國民の健康な生活を確保するものとす。

第二章 免許

第二條 齒科醫師にならうとする者は、齒科醫師國家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならない。

第三條 未成年者、禁治産者、準禁治産者、つんぼ、おし又は盲の者には、免許を與えない。

第四條 左の各号の一に該当する者には、免許を與えないことがある。

一 精神病者又は麻薬若しくは大麻中の毒者

二 罰金以上の刑に処せられた者

三 前号に該当する者を除く外、医事に関し犯罪又は不正の行爲のあった者

第五條 厚生省に齒科医籍を備え、齒科醫師免許に関する事項を登録することによつて、これをなす。

第六條 免許は、齒科医籍に登録することによつて、これをなす。

2 厚生大臣は、免許を與えたときは、齒科醫師免許証を交付する。

3 齒科醫師は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所、齒科医業に従事する者については、その場所その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その住所地の都道府縣知事を經由して厚生大臣に届け出なければならない。

第七條 齒科醫師が、第三條に該当するときは、厚生大臣は、その免許を取り消す。

2 齒科醫師が第四條各号の一に該当し、又は齒科醫師としての品位を損するような行爲のあつたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は

は期間を定めて齒科医業の停止を命ずることができる。

3 前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおあり、又は改しゆんの情が顯著であるときは、再免許を與えることができる。

この場合においては、第六條第一項及び第二項の規定を準用する。

4 厚生大臣は、前三項に規定する処分をなすに当つては、あらかじめ医道審議會の意見を聴かなければならない。

5 第一項又は第二項に規定する処分がなされるに当つては、当該処分を受ける者に、厚生大臣又は都道府縣知事の指定した官吏若しくは吏員又は医道審議會の委員に対して弁明する機会が與えられなければならない。

この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、当該処分を受ける者に對し、あらかじめ、書面を以て、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき事由を通知しなければならない。

6 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 弁明と聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存すると共に、報告書を作成し、且つ、処分の決定について厚生大臣に意見を述べなければならない。

第八條 この章に決定するものの外、免許の申請、齒科医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに住所の届出に關しては、省令でこれを定める。

第三章 試験

第九條 齒科醫師國家試験は、臨床上

必要な齒科医学及び口く、衛生に關して、齒科醫師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第十條 齒科醫師國家試験及び齒科醫師國家試験予備試験は、毎年少くとも一回、厚生大臣が、これを行う。

第十一條 齒科醫師國家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 文部大臣の認定した大学において正規の齒学の課程を修めて卒業した者。

二 齒科醫師國家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び口く、衛生に關する実地修練を経たもの。

三 外國の齒科医学学校を卒業し、又は外國で齒科醫師免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、且つ、適当と認定したもの。

第十二條 齒科醫師國家試験予備試験は、外國の齒科医学学校を卒業し、又は外國で齒科醫師免許を得た者のうち、前條第三号に該当しない者であつて、厚生大臣が適当と認定したものでなければ、これを受けることができない。

第十三條 禁治産者、つんぼ、おし及び盲の者は、齒科醫師國家試験及び齒科醫師國家試験予備試験を受けることができない。

第十四條 左に掲げる者については、齒科醫師國家試験及び齒科醫師國家試験予備試験を受けさせないことがある。

一 準禁治産者
二 第四條各号の一に該当する者
第十五條 齒科醫師國家試験又は齒科

医師國家試験予備試験に關して不正の行爲があつた場合には、当該不正行爲に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることが出来る。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第十六條 この章に規定するもの外、試験の科目、受験手続その他試験に關して必要な事項及び実地修練に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

第四章 業務

第十七條 歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

第十八條 歯科医師でなければ、歯科医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十九條 診療に従事する歯科医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 診察をなした歯科医師は、診断書の交付の求があつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

3 歯科医師は、死亡診断書を交付してはならない。

第二十條 歯科医師は、自ら診察しないで治療をし、又は診断書若しくは処方せんを交付してはならない。

第二十一條 歯科医師は、患者から薬剤の交付に代えて処方せんの求があつた場合は、これを交付しなければならぬ。但し、その診療上特に支障があるときは、この限りでない。

第二十二條 歯科医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対して、

し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならぬ。

第二十三條 歯科医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に關する事項を診療録に記載しなければならぬ。

2 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する歯科医師のした診療に關するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に關するものは、その歯科医師において、五年間これを保存しなければならぬ。

第五章 審議会及び委員

第二十四條 厚生大臣の諮問に應じて歯科医師國家試験に關する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に屬する歯科医師國家試験審議会を置く。

第二十五條 歯科医師國家試験に關する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に屬する歯科医師國家試験委員を置く。

第二十六條 厚生大臣の諮問に應じて第二十一條の規定による実地修練に關する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に屬する歯科医師國家試験審議会を置く。

第二十七條 歯科医師國家試験予備試験に關する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に屬する歯科医師國家試験予備試験委員を置く。

第二十八條 歯科医師國家試験委員、歯科医師國家試験予備試験委員その他歯科医師國家試験又は歯科医師國家試験予備試験に關する事務を掌る者は、その事務の施行に當つて厳正を保持し、不正の行爲のないようにならなければならない。

第六章 罰則

第二十九條 左の各号の一に該當する者は、これを二年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第十七條の規定に違反した者
二 虚偽又は不正の事実に基づいて歯科医師免許を受けた者

2 前項第一号の罪を犯した者が、歯科医師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十條 左の各号の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項の規定による停止命令に違反した者
二 第二十八條の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

第三十一條 第六條第三項、第十八條、第二十條、第二十一條又は第二十三條の規定に違反した者は、これを五千元以下の罰金に処する。

附則
第三十二條 この法律は、医師法（昭和二十三年法律第 号）施行の日から、これを施行する。

第三十三條 國民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法という。）又は歯科医師法（明治三十九年法律第四十八号、以下旧歯科医師法という。）によつて歯科医師免許を受けた者は、これをこの法律によつて歯科医師免許を受けた者とみなす。

2 旧歯科医師法施行前歯科医術開業免狀を得た者のする歯科医業について

ては、なお従前の例による。
3 昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮總督、台灣總督、樺太廳長官、南洋廳長官若しくは滿洲國駐劄特命全權大使又は滿洲國の歯科医師免許を受けた日本國民に対する歯科医師免許及び試験については、この法律施行の日から五年間は、なお従前の例によることができる。

第三十四條 旧法第八條第二項の規定により許可を受け、又は國民医療法施行規則（昭和十七年厚生省令第四十八号）第七十二條の規定により許可を受けた者とみなされ歯科医業中充てん、補つ及び矯正の技術に屬する行爲をなすことができる医師のする歯科医師については、なお従前の例による。

2 前項の規定する医師は、第六條第三項、第七條第二項（免許の取消に關する事項を除く）、第十七條及び第十九條から第二十三條までの規定の適用については、これを歯科医師とみなす。

第三十五條 旧法第八條第二項の規定により許可を受け歯科専門を標ぼうすることのできる医師は、この法律施行の後、なお従前の例により歯科専門を標ぼうすることができる。

第三十六條 この法律施行の際、齒学の課程を設ける學校において二年以上専ら齒学を修業し、又は現に修業中である医師は、この法律施行の後、なお従前の例により厚生大臣の許可を受けて歯科専門を標ぼうし、又は歯科医業中充てん、補つ及び矯正の技術に屬する行爲をなすことができる。

2 前項の規定により厚生大臣の許可を受けて歯科医業中充てん、補つ及び矯正の技術に屬する行爲をなすことができる。

第四十二條 國民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第四百二号）附則第二項の規定に該當する者は、第二條の規定にかかわらず、歯科医師免許を受けることができる。

第四十三條 國民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十二年勅令第四百三十七号）附則第二項の規定に

を受けて歯科医業中充てん、補つ及び矯正の技術に屬する行爲をなすことができる医師については、第三十四條第二項の規定を適用する。

第三十七條 旧法又は旧歯科医師法による歯科医籍の登録は、これをこの法律による歯科医籍の登録とみなす。

第三十八條 旧法又は旧歯科医師法によつてした歯科医師免許の取消の処分又は歯科医業の停止の処分は、これをこの法律の相当規定によつてしたものとみなす。この場合において停止の期間は、なお従前の例による。

第三十九條 旧歯科医師法若しくはこれに基いて発する命令に違反した者又は右の命令に基いてした処分に違反した者の処罪については、なお歯科医師法による。

第四十條 旧法の規定により作成された歯科医師又は第三十四條第一項に規定する者の診療録は、これを第二十三條の診療録とみなす。

第四十一條 この法律施行の際従前の規定によつて歯科医師國家試験予備試験の受験資格を有する者は、第二十二條の規定にかかわらず、歯科医師國家試験予備試験を受けることができる。

第四十二條 國民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第四百二号）附則第二項の規定に該當する者は、第二條の規定にかかわらず、歯科医師免許を受けることができる。

第四十三條 國民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十二年勅令第四百三十七号）附則第二項の規定に

該当する者は、第十一條の規定にか
かわらず、齒科医師國家試験を受け
ることが出来る。

第四十四條 学校教育法（昭和二十二
年法律第二十六号）第九十八條の規
定により大学令（大正七年勅令第三
百八十八号）による大学又は専門学
校令明治三十六年勅令第六十一号）
による専門学校として、その存続を
認められた大学又は専門学校は、第
十一條第一号の大学とみなす。

保健婦助産婦看護婦法

第一章 総則

第一條 この法律は、保健婦、助産婦
及び看護婦の資質を向上し、もつて
医療及び公衆衛生の普及向上をはか
るの目的とする。

第二條 この法律において「保健婦」
とは、厚生大臣の免許を受けて、保
健婦の名称を用いて、保健指導に従
事することを業とする女子をいう。

第三條 この法律において「助産婦」
とは、厚生大臣の免許を受けて、助
産又は産婦、じよく婦若しくは新生
児の保護指導をなすことを業とする
女子をいう。

第四條 看護婦は、甲種看護婦及び乙
種看護婦とする。

第五條 この法律において「甲種看護
婦」とは、厚生大臣の免許を受け
て、傷病者若しくはじよく婦に対す
る療養上の世話又は診療の補助をな
すことを業とする女子をいう。

第六條 この法律において「乙種看護
婦」とは、都道府県知事の免許を受け
て、医師、歯科医師又は甲種看護婦
の指示を受けて、前條に規定するこ
と（急性且つ重症の傷病者又はじよ
く婦に対する療養上の世話を除く。）
をなすことを業とする女子をいう。

第七條 保健婦、助産婦又は甲種看護
婦にならうとする者は、保健婦國家
試験、助産婦國家試験又は甲種看護
婦國家試験に合格し、厚生大臣の免
許を受けなければならない。

第八條 乙種看護婦にならうとする者
は、乙種看護婦試験に合格し、都道
府県知事の免許を受けなければならない。

第九條 つんば、おし又は盲の者に
は、前二條の規定による免許（以下
免許という）を與えない。

第十條 左の各号の一に該当する者に
は、免許を與えないことがある。
一 罰金以上の刑に処せられた者
二 前号に該当する者を除く外保健
婦、助産婦又は看護婦の業務に関
し犯罪又は不正の行為があつた者
三 素行が著しく不良である者
四 精神病者、麻薬若しくは大麻の
中毒者又は傳染性の疾病にかかつ
ている者

第十一條 厚生省に、保健婦籍、助産
婦籍及び甲種看護婦籍を備え、保健
婦免許、助産婦免許及び甲種看護婦
免許に関する事項を登録する。

第十二條 都道府県に、乙種看護婦籍
を備え、乙種看護婦免許に関する事
項を登録する。

第十三條 免許は、保健婦籍、助産婦
籍若しくは甲種看護婦籍又は乙種看
護婦籍に登録することによつて、こ
れをなす。

第十四條 厚生大臣又は都道府県知事は、免
許を與えたときは、それぞれ保健婦
免許証、助産婦免許証若しくは甲種
看護婦免許証又は乙種看護婦免許証

を交付する。

第十五條 保健婦、助産婦又は甲種看
護婦が第九條の規定に該当するとき
は、厚生大臣は、その免許を取り消
す。

第十六條 乙種看護婦が、第九條の規定に該
当するときは、都道府県知事は、そ
の免許を取り消す。

第十七條 保健婦、助産婦又は甲種看護婦
が、第十條各号の一に該当し、又は
保健婦、助産婦又は甲種看護婦とし
ての品位を損するような行為があつ
たときは、厚生大臣は、その免許を
取り消し、又は期間を定めて業務の
停止を命ずることが出来る。

第十八條 乙種看護婦が第十條各号の一に該
当し、或は乙種看護婦としての品位
に損するような行為があつたとき
は、都道府県知事は、その免許を取
り消し、又は期間を定めて業務の停
止を命ずることが出来る。

第十九條 前二項の規定による取消処分を受
けた者であつても、疾病がなおあり、
又は改しゆんの情が顯著であるとき
は、再免許を與えることができる。

第二十條 厚生大臣は、前條第一項第
三項又は第五項に規定する処分をな
すに當つては、あらかじめ保健婦、
助産婦、看護婦試験審議会の意見を
聴かなければならない。

第二十一條 都道府県知事は、前條第二項、第
四項又は第五項に規定する処分をな
すに當つては、あらかじめ乙種看護
婦試験委員の意見を聴かなければな
らぬ。

第二十二條 前條第一項から第四項までに規定
する処分がなされるに當つては、當
該処分を受ける者に、厚生大臣又は
都道府県知事の指定した官吏若しく
は吏員又は保健婦助産婦看護婦試験
審議会の委員若しくは乙種看護婦試
験委員に対して弁明する機会が與え
られなければならない。この場合に
おいては、厚生大臣又は都道府県知
事は、当該処分を受ける者に対し、
あらかじめ、書面を以て、弁明をな
すべき日時、場所及び当該処分をな
すべき事由を通知しなければならない。

第二十三條 前項の通知を受けた者は、代理人
を出頭させ、且つ、自己に有利な証
拠を提出することができる。

第二十四條 弁明の聴取をした者は、聴取書を
作り、これを保存すると共に、報告
書を作成し、且つ、処分の決定につ
いて厚生大臣又は都道府県知事に意
見を述べなければならない。

第二十五條 この章に規定するものの
外、免許の申請、保健婦籍、助産婦
籍、甲種看護婦籍及び乙種看護婦籍
の登録、訂正及び抹消、免許証の交
付、書換交付、再交付及び返納並び
に住所の届出に関しては、省令でこ
れを定める。

第三章 試験

第二十六條 保健婦國家試験、助産婦國
家試験、甲種看護婦國家試験又は乙
種看護婦試験は、それぞれ保健婦、
助産婦、甲種看護婦又は乙種看護婦
として必要な知識及び技能につい
て、これを行う。

第二十七條 保健婦國家試験、助産婦國
家試験及び甲種看護婦國家試験は、都
道府県知事が、毎年少くとも一回こ
れを行う。

第二十八條 保健婦國家試験、助産婦國
家試験及び甲種看護婦國家試験は、
厚生大臣が、乙種看護婦試験は、都
道府県知事が、毎年少くとも一回こ
れを行う。

第二十九條 保健婦國家試験は、甲種看
護婦國家試験に合格した者又は第二
十一條各号の一に該当する者であつ
て、さらに左の各号の一に該当する
ものでなければ、これを受けること
がでない。

一 文部大臣の指定した学校におい
て一年以上保健婦になるのに必要
な学科を修めた者
二 厚生大臣の指定した保健婦養成
所を卒業した者
三 外國の保健婦學校を卒業し、又
は外國において保健婦免許を得た
者で、厚生大臣が前二号に掲げる
者と同等以上の知識及び技能を有
すると認められた者

第三十條 助産婦試験は、甲種看護婦
國家試験に合格した者又は第二十
一條各号の一に該当する者であつて、
さらに左の各号の一に該当するもの
でなければ、これを受けることがで
きない。

一 文部大臣が指定した学校におい
て一年以上助産に関する学科を修
めた者
二 厚生大臣の指定した助産婦養成
所を卒業した者
三 外國の助産婦學校を卒業し、又
は外國において助産婦免許を得た
者で、厚生大臣が前二号に掲げる
者と同等以上の知識及び技能を有
すると認められたもの

第三十一條 甲種看護婦國家試験は、
左の各号の一に該当する者でなけれ
ば、これを受けることがでない。

一 文部大臣の指定した学校におい
て三年以上甲種看護婦になるのに
必要な学科を修めた者

二 厚生大臣の指定した甲種看護婦
養成所を卒業した者
三 外國の甲種看護婦學校を卒業し、
又は外國において甲種看護婦免許
を得た者で、厚生大臣が前二号に掲
げる者と同等以上の知識及び技能を
有すると認められたもの

第三十二條 乙種看護婦國家試験は、
左の各号の一に該当する者でなけれ
ば、これを受けることがでない。

二 厚生大臣の指定した甲種看護婦養成所を卒業した者

三 免許を得た後三年以上業務に従事している乙種看護婦で、高等学校を卒業し、前二号に規定する学校又は養成所において一年以上修業したもの

四 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

第二十二條 乙種看護婦試験は、左の各号の上記当する者でなければ、これを受けることができない。

一 文部大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者

二 厚生大臣の指定した乙種看護婦養成所を卒業した者

三 前條第一号、第二号又は第四号に該当する者

四 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち、前條第四号に該当しない者で、厚生大臣が適当と認められたもの

第二十三條 厚生大臣の諮問に應じて保健婦國家試験、助産婦國家試験、甲種看護婦國家試験及び乙種看護婦試験に関する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する保健婦助産婦看護婦試験審議會（以下審議會という）を置く。

2 審議會は、前項に規定する事項の外、厚生大臣の諮問に應じて第十九條から前條までの各十号の規定による養成所の指定に関する重要事項を調査審議するものとする。

第二十四條 保健婦國家試験、助産婦國家試験及び甲種看護婦國家試験の実施に関する事務を掌らるるために、厚生大臣の監督に属する保健婦助産婦甲種看護婦國家試験委員（以下試験委員という）を置く。

2 厚生大臣は、前項に定めるものの外、試験委員に第十九條から第二十二條までの各第二号の規定による養成所に関する必要な事項を調査させることができる。

第二十五條 乙種看護婦試験の実施に関する事務を掌らるるために、都道府縣知事の監督に属する乙種看護婦試験委員を置く。

第二十六條 厚生大臣は、都道府縣知事に対し、乙種看護婦試験の実施について必要な事項を指示し、又は試験委員に、乙種看護婦試験の基準に關して、乙種看護婦試験委員を指導させることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による指示をなし、又は指導させる場合は、審議會の意見を聴かなければならない。

第二十九條 保健婦でなければ、保健婦又はこれに類似する名称を用いて、第二條に規定する業をしてはならない。

第三十條 助産婦でなければ、第三條に規定する業をしてはならない。但し、医師法（昭和二十三年法律第...号）の規定に基いてなす場合は、この限りでない。

第三十一條 甲種看護婦でなければ、第五條に規定する業をしてはならない。但し、医師法又は齒科医師法（昭和二十三年法律第...号）の規定に基いてなす場合は、この限りでない。

3 保健婦及び助産婦は、前項の規定にかかわらず、第五條に規定する業をなすことができる。

第三十二條 乙種看護婦でなければ、第六條に規定する業をしてはならない。但し、医師法又は齒科医師法の規定に基いてなす場合は、この限りでない。

第三十三條 保健婦、助産婦、甲種看護婦又は乙種看護婦が、その業務を開始しようとする場合は、その業務を開始するに、就業地の都道府縣知事にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による開始に関する届出をした者が、業務を継続する場合においては、二年毎に、就業地の都道府縣知事にその旨を届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

第三十四條 都道府縣知事は、就業保健婦名簿、就業助産婦名簿、就業甲種看護婦名簿又は就業乙種看護婦名簿を備えて、前條の規定による届出に關する事項を記載し、業務開始の届出をなした者に対しては、保健婦業務従事証、助産婦業務従事証、甲種看護婦業務従事証又は乙種看護婦業務従事証を交付し、業務継続の届出をなした者に対しては、それぞれ従事証にその旨を記入する。

2 前項の名簿及び従事証に關する事項は、省令でこれを定める。

第三十五條 保健婦は、傷病者の療養上の指導を行うに當つて主治の医師又は齒科医師があるときは、その指示を受けなければならない。

第三十六條 保健婦は、その業務に關して就業地を管轄する保健所の長の指示を受けるときは、これに従わなければならない。但し、前條の規定の適用を妨げない。

第三十七條 保健婦、助産婦又は看護婦は、主治の医師又は齒科医師の指示があつた場合の外、診療機械を使用し、医薬品を授與し、又は医薬品について指示をなしその他医師若しくは齒科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずる虞のある行為をしてはならない。但し、臨時應急の手当をなし、又は助産婦がへそのお切り、かん腸を施し、その他助産婦の業務に当然附随する行為をなすことは差支ない。

第三十八條 助産婦は、妊婦、産婦、じよく婦、胎兒又は新生兒に異常があるとき、胎兒又は新生兒の診療を請わしめることを要し、自らこれらの者に対して処置をしてはならない。但し、臨時應急の手当は、この限りでない。

第三十九條 業務に従事する助産婦は、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生兒の保健指導の求があつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 分娩の介助又は死胎の検案をした助産婦は、出生証明書、死産証書又は死胎検案書の交付の求があつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

第四十條 助産婦は、自ら分娩の介助又は死胎の検案をしない、出生証明書、死産証書又は死胎検案書を交付してはならない。

第四十一條 助産婦は、妊娠四月以上の死産兒を検案して異常があると認めるときは、二十四時間以内に所轄警察署にその旨を届け出なければならない。

第四十二條 助産婦が分娩の介助をしたときは、助産に關する事項を遅滞なく助産録に記載しなければならない。

2 前項の助産録であつて病院、診療所又は助産所に勤務する助産婦のなした助産に關するものは、その病院、診療所又は助産所の管理者において、その他の助産に關するものは、その助産婦において五年間これを保存しなければならない。

3 第一項の規定による助産録の記載事項に關しては、省令でこれを定める。

第五章 罰則

第四十三條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第二十九條から第三十二條までの規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免

名簿を備えて、前條の規定による届出に關する事項を記載し、業務開始の届出をなした者に対しては、保健婦業務従事証、助産婦業務従事証、甲種看護婦業務従事証又は乙種看護婦業務従事証を交付し、業務継続の届出をなした者に対しては、それぞれ従事証にその旨を記入する。

2 前項の名簿及び従事証に關する事項は、省令でこれを定める。

第三十五條 保健婦は、傷病者の療養上の指導を行うに當つて主治の医師又は齒科医師があるときは、その指示を受けなければならない。

第三十六條 保健婦は、その業務に關して就業地を管轄する保健所の長の指示を受けるときは、これに従わなければならない。但し、前條の規定の適用を妨げない。

第三十七條 保健婦、助産婦又は看護婦は、主治の医師又は齒科医師の指示があつた場合の外、診療機械を使用し、医薬品を授與し、又は医薬品について指示をなしその他医師若しくは齒科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずる虞のある行為をしてはならない。但し、臨時應急の手当をなし、又は助産婦がへそのお切り、かん腸を施し、その他助産婦の業務に当然附随する行為をなすことは差支ない。

2 分娩の介助又は死胎の検案をした助産婦は、出生証明書、死産証書又は死胎検案書の交付の求があつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

第四十條 助産婦は、自ら分娩の介助又は死胎の検案をしない、出生証明書、死産証書又は死胎検案書を交付してはならない。

第四十一條 助産婦は、妊娠四月以上の死産兒を検案して異常があると認めるときは、二十四時間以内に所轄警察署にその旨を届け出なければならない。

第四十二條 助産婦が分娩の介助をしたときは、助産に關する事項を遅滞なく助産録に記載しなければならない。

2 前項の助産録であつて病院、診療所又は助産所に勤務する助産婦のなした助産に關するものは、その病院、診療所又は助産所の管理者において、その他の助産に關するものは、その助産婦において五年間これを保存しなければならない。

3 第一項の規定による助産録の記載事項に關しては、省令でこれを定める。

第五章 罰則

第四十三條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第二十九條から第三十二條までの規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免

許を受けた者
2 前項第一号の罪を犯した者が、助産婦、看護婦又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。
第四十四條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 業務停止中の保健婦、助産婦又は看護婦であつて、その業務をなしたものの
二 第三十五條から第三十八條までの規定に違反した者
三 第二十七條の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者
第四十五條 左の各号の一に該当する者は、これを五千元以下の罰金に処する。

一 第三十三條又は第三十九條から第四十二條までの規定に違反した者
二 第十六條の規定に基いて発する省令の規定に違反した者
附則
第四十六條 この法律中、学校及び養成所の指定に関する部分並びに第四十七條から第五十條までの規定は、医師法施行の日から、看護婦に関する部分は、昭和二十五年九月一日から、その他の部分は、昭和二十六年九月一日から、これを施行する。

第四十七條 保健婦助産婦看護婦令(昭和二十二年政令第百二十四号)は、これを廃止する。
第四十八條 保健婦助産婦看護婦令第二十一條から第二十四條までの規定

によつて文部大臣又は厚生大臣の行つた指定は、それぞれこの法律の相当規定によつてなしたものとみなす。
第四十九條 保健婦及び助産婦について必要な事項は、昭和二十六年八月三十一日までは、命令でこれを定める。
2 國民医療法に基く保健婦規則(昭和二十年厚生省令第二十号、以下旧保健婦規則という)及び同法に基く助産婦規則(明治三十二年勅令第三百四十五号、以下旧助産婦規則という)は、昭和二十六年八月三十一日までは、これを前項の規定に基く命令とみなす。

3 第一項の規定に基く命令の規定に違反し、免許を受けないで看護婦の業務をした者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。
4 第一項の規定に基く命令の規定に違反し、看護婦の業務上の義務を怠つた者又は業務停止中の看護婦であつてその業務をしたものは、これを五百円以下の罰金に処する。
5 第一項の規定に基く命令の規定に違反し、免許、登録又は届出に関する必要な手続を怠つた者は、これを五百円以下の罰金に処する。
第五十條 看護婦について必要な事項は、昭和二十五年八月三十一日までに、命令でこれを定める。

2 國民医療法に基く看護婦規則(大正四年内務省令第九号、以下旧看護婦規則という)は、昭和二十五年八月三十一日までは、これを前項の規定に基く命令とみなす。

3 第一項の規定に基く命令の規定に違反し、免許を受けないで看護婦の業務をした者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。
4 第一項の規定に基く命令の規定に違反し、看護婦の業務上の義務を怠つた者又は業務停止中の看護婦であつてその業務をしたものは、これを五百円以下の罰金に処する。
5 第一項の規定に基く命令の規定に違反し、免許、登録又は届出に関する必要な手続を怠つた者は、これを五百円以下の罰金に処する。

第五十一條 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第二十九條の規定にかかわらず、保健婦の名称を用いて第二條に規定する業をなすことができる。
2 前項の者については、この法律中保健婦に関する規定を準用する。
3 第一項の者は、第十九條の規定にかかわらず、保健婦國家試験を受けることができる。

第五十二條 旧助産婦規則により助産婦名簿に登録を受けた者は、第三十條の規定にかかわらず、第三條に規定する業をなすことができる。
2 前項の者については、この法律中助産婦に関する規定(第三十一條第一項の規定を除く)を準用する。
3 第一項の者は、第十九條の規定にかかわらず、助産婦國家試験を受けることができる。

第五十三條 旧看護婦規則により都道府縣知事の看護婦免許を受けた者は、第三十一條の規定にかかわらず、看護婦の名称を用いて、第五條に規定する業をなすことができる。

2 前項の者については、その従事することのできる業務の範囲以外の事項に關しては、この法律のうち乙種看護婦に關する規定を準用する。但し、就業乙種看護婦名簿は就業看護婦名簿と、乙種看護婦業務従事証は看護婦業務従事証と読み替へるものとする。
3 第一項の者は、第二十一條の規定にかかわらず甲種看護婦國家試験を受けることができる。
第五十四條 昭和二十六年九月一日において現に、旧保健婦規則第三條第一号若しくは第二号に該当する者、旧保健婦規則第三條第一号の養成所において修業中であつて、引き続き修業し卒業するに至つた者又は昭和二十六年九月一日以後に旧保健婦規則第三條第二号に該当するに至つた者は、当分のうち、なお旧保健婦規則により都道府縣知事の免許を受けることができる。

第五十五條 昭和二十六年九月一日において現に、旧助産婦規則第一條の二第一号若しくは第二号に該当する者又は旧助産婦規則第一條の二第二号の学校又は講習所において修業中であつて、引き続き修業し卒業するに至つた者は、当分のうち、なお旧助産婦規則により助産婦名簿に登録を受けることができる。
第五十六條 昭和二十五年九月一日において現に、旧看護婦規則第五條に該当する者又は看護婦の学術を修業中の者は、昭和二十六年八月三十一日まで、なお旧看護婦規則による看護婦試験を受けることができる。
2 昭和二十五年九月一日において現に、旧看護婦規則第二條各号に該当

する者、旧看護婦規則第二條第二号の学校又は講習所において修業中であつて、昭和二十六年三月三十一日まで卒業するに至つた者又は昭和二十五年九月一日以後旧看護婦規則第二條第一号に該当するに至つた者は、当分のうち、なお旧看護婦規則により都道府縣知事の免許を受けることができる。
第五十七條 旧保健婦規則、旧助産婦規則又は旧看護婦規則によつてなした業務停止の処分は、この法律の相当規定によつてなしたものとみなす。この場合において停止の期間は、なお従前の例による。
第五十八條 旧助産婦規則第十九條より都道府縣知事の免許を受けた者については、なお従前の例による。
第五十九條 旧看護婦規則による看護婦については、なお従前の例による。
第六十條 男子である看護人については、この法律中看護婦に関する規定を準用する。
2 旧看護婦規則による看護人については、第五十三條及び第五十六條の規定を準用する。

○竹田國務大臣 ただいま議題となりました医師法案、歯科医師法案、保健婦助産婦看護婦法案についてその提案の理由を説明いたします。
國民医療法は、新憲法施行下の現在の事態には適合しない点が多々ありま

すことにも、一方終戦後の社会情勢の変化に対応する新たな医療制度の確立が必要でありますので、國民医療法を改正し、新たな医事法規を制定いたしますことは各方面の要望であつたのであります。このため、政府といたしま

す者、旧看護婦規則第二條第二号の学校又は講習所において修業中であつて、昭和二十六年三月三十一日まで卒業するに至つた者又は昭和二十五年九月一日以後旧看護婦規則第二條第一号に該当するに至つた者は、当分のうち、なお旧看護婦規則により都道府縣知事の免許を受けることができる。
第五十七條 旧保健婦規則、旧助産婦規則又は旧看護婦規則によつてなした業務停止の処分は、この法律の相当規定によつてなしたものとみなす。この場合において停止の期間は、なお従前の例による。
第五十八條 旧助産婦規則第十九條より都道府縣知事の免許を受けた者については、なお従前の例による。
第五十九條 旧看護婦規則による看護婦については、なお従前の例による。
第六十條 男子である看護人については、この法律中看護婦に関する規定を準用する。
2 旧看護婦規則による看護人については、第五十三條及び第五十六條の規定を準用する。

しては、本年三月医療制度調査会に対し、國民医療法改正の具體的方針をいかにすべきかにつき諮問いたしましたのでありますが、同会における慎重審議の結果に基づきましてその答申を得ましたので、右答申に基づきまして政府において法案を整備の上今国会に提出することとしたのであります。

以下これら三法案についてその内容の大略を申し上げたいと存じます。まづ、医師法案及び歯科医師法案について申し述べます。

第一にこの両法案は、いわゆる医師、歯科医師の身分法とも申すべきものでありまして、医師及び歯科医師の業務内容の異なるに従い、これを別個の法律としたし、ともに、その規定の内容にも若干の差異がありますのであります。一面医師及び歯科医師の業務は相互に密接な関連がありますので、従前の例にならい、両法案の内容は大体において、その軌を一にしているものであります。

第二に、両法案はいずれも医師及び歯科医師の職分、免許、試験及び業務等につき規定を設けておりますが、その内容はおおむね現行の規定を踏襲しているものでありまして、改正のおもなる点は、

一、医道審議会を設けて免許の取消、停止等に関してその意見を聴くこととしたこと。
二、医師といえども歯科医業を行うためには歯科医師免許を受けなければならぬこととしたこと。
三、医師または歯科医師の処方箋の交付に関する従来の規定に若干の修正を加えたこと等であります。
次に保健婦、助産婦看護婦法案であ

りますが、本法案の内容は、昨年七月三日に制定公布されました政令、すなわち保健婦看護婦令の内容とほとんど同様であります。右政令は現行の省令である保健婦規則、助産婦規則及び看護婦規則とは相当異つた調的とも申すべき内容のものであり、今回本法案の立案にあつても、特に右政令の内容に著しい変更を加える必要が認められませんでした。大体その内容を踏襲いたしましたのであります。本法案と従前の制度との内容の差異のおもなる点を申し上げます。

第一に、これらの医療関係者の素質の向上をはかるために、免許を受けることのできる者の資格を相当程度高めたいこととあります。すなわち現行規則によりまして、免許は都道府県知事の指定した学校もしくは講習所を卒業した者、または都道府県知事の行う試験に合格した者に対して、都道府県知事がこれを與えることになつており、しかもその学校試験等の内容も必ずしも満足すべきものでなく、比較的程度の低いものであつたのであります。本法案においては、看護婦を甲種乙種に分け、甲種看護婦、保健婦及び助産婦についてはいずれも文部大臣または厚生大臣の指定した新制大学程度の学校または養成所を卒業した上、さらにそれぞれに國家試験を受け、これに合格した者に対し厚生大臣が免許を與えることとしたのであります。また乙種看護婦については、文部大臣または厚生大臣の指定した新制高等學校程度の学校または養成所を卒業した上、さらに都道府県知事の行う試験に合格した者に対し都道府県知事が免許を與えることとしておるのであります。

第二に、これらの者の業務の内容であります。保健婦助産婦及び甲種看護婦については、それら従來の保健婦、助産婦及び看護婦と實質的には何ら変りはないのであります。新たに助産婦は当然に甲種看護婦の業務をなすことができることとし、乙種看護婦については、甲種看護婦に比し業務の内容を制限いたしましたこととしたのであります。

以上が三法案の内容の大要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられんことを希望いたします。

わが國民の多数が歯科及び口腔疾患のためにその健康を害われていることは御承知の通りでありまして、歯牙疾患の一つである、むし歯を例にとりましても、世界各國との比較において、わが國にはこれを有する者の数が特に多い実情にあるのであります。

かような現状を打開し、國民のすべてが健康な歯をもち、かつ口腔疾患から免れるためには、歯科医学の発達による治療面からする措置が必要であることはもちろんであります。が、疾患の治療と予防とは常に並行して行われなければその効果は十分でないものでありまして、歯科疾患の予防については、今日までのところ十分積極的な措置が講ぜられていなかつたのであります。

この意味において歯科医師との緊密な連携のもとに、もつぱら歯科及び口腔の疾患の予防処置をなすことを業とする者の資格を定め、これを普及させることによつて歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上をはかる必要があると考えられるのであります。これがその法律案を提出する理由であります。

以下その内容の大略を申し上げます。第一に、歯科衛生士になることとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならぬこととし、免許は、文部大臣または厚生大臣の指定した学校、養成所等を卒業した者であつて、さらに厚生大臣の行う歯科衛生試験に合格した者に対してこれを與へることとしておられます。これはいやくも口腔疾患の予防等の処置に関する業務に従事する者は、一定の學術技能を有しなければ衛生上危書を生ずるおそれがあるからであります。第二に、歯科衛生士の業務は、歯石の除去、予防のための薬剤の塗布等、予防上の一定の措置のみに限られ、しかもその業務を行うにあつては、歯科医師の直接の指導下においてその業務をなし得ないこととしておられます。これは治療と予防との一体的運営をはかることが必要でもあり、また歯科衛生士が單獨で処置をすることによつて衛生上の危書を生ずるようなおそれのある場合が考えられるからであります。

以上が本法案の内容の大要であります。が、本法案の成立は今後わが國における歯牙疾患の予防に相当大きな役割を果すことを期待いたしておるのであります。何とぞ慎重御審議の上可決されんことを希望いたします次第であります。

○山崎委員長 それでは先ほど發言を許しておきました有田委員の發言を求めます。

○有田委員 ホルモン・パスターの課税の件であります。御存じの通り、皮膚医学、並びにホルモン医学は

相当進歩いたしておるのであります。その面におきまして、ホルモン・パスターというものが市場に出ておるのであります。しかるところ政府当局はこれに対して化粧品と同じように、一率に五割の課税をすることに方針が決定したつたやに私どもは聞いておるのであります。その例をあげますと、化粧品のクリームはマル公が三十円でありまして、これの五割の課税はすなわち十五円でありまして、四十五円であります。しかるにホルモン・パスターの方は最高のマル公が百二十円、従つてこの五割で、課税が六十円かかりまして百八十円ということになるのであります。従つてこゝろ、外面からいきました、ホルモン方面の医学、あるいは皮膚方面の医学の進歩を妨げるものとかように私は考えるものであります。厚生当局といたしましては、

医薬品の面と化粧品にどういう方法によつて一線を画しておるか、またこの課税の点につきましても、厚生省としてはどう御方針であるか承りたいと思つておられます。

○慶松説明員 ホルモン・パスターという仰せでございますが、それは大部分が女性ホルモンを含有したパスターのことであると存じます。これは大体におきまして卵巢の機能がなかつたり、あるいは不十分である場合に、このものを皮膚に塗擦することによりまして、それをだん／＼経けてまいります。女性ホルモンが皮膚面から吸収されまして、これらの原因によりまして種々の症状を治す作用があります。そうして場合によつては、皮膚に塗擦する方法の方が内服いたしますよりもよい場合がございまして、しかしながら

一〇

<p>2 前項に定めるものの外、左の各号の一に該当する職員を単位として、当該各号に掲げる各省各廳に、それぞれ別に一組合を設ける。</p> <p>一 國家地方警察及び國家消防廳に屬する職員 総理廳</p> <p>二 副看守長及び看守 法務廳</p> <p>三 專賣局に屬する職員並びにアルコールの專賣及びアルコール專賣法（昭和十二年法律第三十二号）第二條に規定するアルコール以外のアルコール類及びケトン類の製造に關する事務に従事する職員 大藏省</p> <p>四 印刷局に屬する職員 大藏省</p> <p>五 造幣廳に屬する職員 大藏省</p> <p>六 國立学校に屬する職員 文部省</p> <p>七 營林局（營林署を含む）に屬する職員 農林省</p> <p>八 運輸省に屬し陸運に關する事務並びに國有鐵道に關連する國有船舶及び倉庫營業（臨港倉庫に係るものを除く）に關連する事務に従事する職員 運輸省</p> <p>九 建設省の地方建設局（第一技術研究所を含む）に屬する職員並びに運輸省の地方支分部局に屬し港灣の建設又は保存に關する事務に従事する職員 建設省</p>	<p>3 前項各号の規定により設けられた組合の組合員の範圍は、当該組合の共済組合運営規則（以下運営規則といふ）により、これを定める。</p> <p>（組合の管理）</p> <p>第三條 組合は法人とする。</p> <p>兼議院議長、參議院議長、内閣總理大臣、法務總裁、各省大臣、最高裁判所長官及び會計検査院長（以下各省各廳の長といふ）は、この法律</p>	<p>2 前項に定めるものの外、左の各号に基いて、それぞれその各省各廳に設けられた組合を代表し、その事業を執行する。</p> <p>3 各省各廳の長は、前項の規定により、組合の事業を執行するに必要な運営規則を定めるものとする。</p> <p>4 各省各廳の長が、運営規則を定める場合においては、あらかじめ大藏大臣に協議しなければならぬ。</p> <p>5 運営規則には、左に掲げる事項を規定するものとする。</p> <p>一 組合の事業を執行する権限の一部を委任する場合においては、その委任に關する事項</p> <p>二 組合員に關する事項</p> <p>三 掛金に關する事項</p> <p>四 資産の管理その他財務に關する事項</p> <p>五 共済組合運営審査会及び共済組合審査会に關する事項</p> <p>六 その他組合の事業執行に關して必要な事項</p> <p>（組合の住所）</p> <p>第四條 組合は、各省各廳の長の指定する地に主たる事務所を置く。</p> <p>2 組合は、大藏大臣の承認を受けて、その事業を執行するために従たる事務所を設けることができる。</p> <p>（組合運営審査会）</p> <p>第五條 組合の適正な運営を図るため、各組合に共済組合運営審査会（以下運営審査会といふ）を置く。</p> <p>2 運営審査会の委員は十名以内とし、当該組合の組合員のうちから、各省各廳の長が、これを命ずる。</p> <p>3 各省各廳の長が、前項の規定により委員を命ずる場合においては、一部の者の利益に偏することのないよう、に相當の注意を拂わなければならない。</p>	<p>第六條 左に掲げる事項は、運営審査会の議を経なければならない。</p> <p>一 運営規則のうち第三條第五項第二号から六号までに掲げる事項に關する部分の制定及び改廃</p> <p>二 組合の毎事業年度の予算及び決算</p> <p>三 重要な財産の処分又は重大な義務の負担</p> <p>四 訴訟、訴願の提起及び和解</p> <p>五 その他各省各廳の長又は運営審査会において特に重要であると認められた事項</p> <p>2 前項に定める事項の外、運営審査会は、各省各廳の長の諮問に應じ、又は必要と認める事項につき各省各廳の長に建議することができる。</p> <p>（事務職員及び國の施設の利用）</p> <p>第七條 各省各廳の長は、組合の運営に必要な範圍内において、大藏大臣の承認を受けて、その各省各廳に屬する職員をして組合の事務に従事させ、又はその管理に係る施設を組合の利用に供することができる。</p> <p>（會計）</p> <p>第八條 組合の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。</p> <p>2 組合の會計組織は、大藏大臣がこれを定めるものとし、組合は、その財産目録、貸借対照表及び收支計算書に關する報告書を少くとも毎事業年度末及び大藏大臣の指定するときに、大藏大臣に提出しなければならない。</p>	<p>第九條 組合の事業の執行は、大藏大臣が、これを監督する。</p> <p>2 組合は、大藏大臣の定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての詳細な報告を、大藏大臣と厚生大臣とに提出しなければならない。</p> <p>3 大藏大臣は、毎年少くとも一回、組合の資産及び會計について監査するものとする。</p> <p>（非課税）</p> <p>第十條 組合には、所得税及び法人税を課さない。</p> <p>2 組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、所得税を課さない。</p> <p>3 第十七條に掲げる給付に關する証書及び帳簿には、印紙税を課さない。</p> <p>4 地方公共団体は、組合の事業に対しては、地方税を課することができる。</p> <p>（無料証明）</p> <p>第十一條 組合又はこの法律に基いて給付を受くべき者は、その行方給付又はその受ける給付に關し必要な範圍内において、國、市町村長（東京都の特別区のある地域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五條第二項の市にあつては区長）又はその代理者に対し、無料で証明をめることができる。</p> <p>第二章 組合員</p> <p>（組合員の資格の取得）</p> <p>第十二條 職員は、第一條各号に掲げ</p>	<p>る者を除き、その職員となつた日（第一條各号の一に該当する者がこれに該当しない職員となつたときにはそのなつた日）から、各省各廳につき第二條の規定により設けられる組合の組合員たる資格を取得する。</p> <p>（組合員の資格の喪失）</p> <p>第十三條 組合員は、左に掲げる事由に該当するに至つたときはその翌日（第四号に該当する場合はその該当するに至つた日）から、その組合の組合員たる資格を喪失する。</p> <p>一 死亡したとき。</p> <p>二 退職したとき。</p> <p>三 職員が第一條各号に掲げる職員となつたとき。</p> <p>四 他の組合の組合員たる資格を取得したとき。</p> <p>（期間計算の方法）</p> <p>第十四條 組合員たる期間の計算は、組合員たる資格を取得した日の属する月からこれを起算し、その資格を喪失した日の属する月をもつて終るものとする。</p> <p>第十五條 組合員が、他の組合の組合員たる資格を取得したときは、もとの組合の組合員であつた期間（他の組合の組合員たる資格を取得した日の属する月を含まない）は、これをその者があらたに組合員たる資格を取得した組合の組合員たる期間とみなす。</p> <p>（責任準備金の移換）</p> <p>第十六條 組合員が、他の組合の組合員たる資格を取得した場合、もとの組合はその者が係る責任準備金は相當する金額を他の組合に移換しなければならない。但し、命令で指定する組合相互の間については、この</p>
---	---	--	--	---	--

限りでない。
2 第八十一條に規定する組合は、船員たる組合員が組合員としての資格を喪失したときにおいて、なお船員保険法昭和十四年法律第七十三号の適用を受ける場合においては、その者に係る責任準備金に相当する金額を、船員保険特別会計に移換しなければならぬ。

3 前二項の責任準備金の計算については、命令で、これを定める。

第三章 給付
第一節 通則

(組合の給付)
第十七條 組合は、この法律の定めるところにより、組合員の疾病、負傷、廢疾、死亡、分べん、退職、災厄若しくは休業又はその被扶養者の疾病、負傷、死亡、分べん、若しくは災厄に關して、左の各号に掲げる給付を行う。

- 一 保健給付
- 二 退職給付
- 三 廢疾給付
- 四 遺族給付
- 五 罹災給付
- 六 休業給付

(被扶養者の範圍)

第十八條 この法律において被扶養者とは、組合員の直系尊属、配偶者(届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子及び組合員と同一の世帯に属する者で主としてその収入により生計を維持するものとする。

(給付額の算定方法)

第十九條 給付額算定の基準となるべき俸給は、給付事由発生当時(給付事由が退職後に発生したものに於ては退職当時)の掛金の標準となつた俸給とし、その三十分の一(休業給付にあつてはその二十五分の一)をもつて俸給日額とする。

第二十條 年金の給付は、その給付事由の生じた月の翌月からその事由の止んだ月までこれを支給する。

第二十一條 年金の支給については、月割計算とし、毎年三月、六月、九月及び十二月においてその前月分までを支給する。但し、年金の給付事由が止んだとき又はその支給を停止したとき若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、その支給期月にかかわらず、その時までその分を支給する。

(年金を受くべき遺族の範圍)
第二十二條 年金を受くべき遺族の範圍は、組合員又は組合員であつて引続きこの法律によつて年金を受けていた者(組合員であつた者という。以下この節及び第六十二條において同じ)の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

6 組合員又は組合員であつた者の死亡当時胎兒であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とみなす。

第二十二條 前條第一項に規定する遺族のうち組合又は組合員であつた者の死亡当時年齢十八歳未満の子又は孫にあつては、まだ婚姻(届出を

ては退職当時)の掛金の標準となつた俸給とし、その三十分の一(休業給付にあつてはその二十五分の一)をもつて俸給日額とする。

2 給付額に四位未満の端数を生じたときは、これを四位に満たしめる。

(年金の支給の始期及び終期)
第二十條 年金の給付は、その給付事由の生じた月の翌月からその事由の止んだ月までこれを支給する。

2 年金の支給については、月割計算とし、毎年三月、六月、九月及び十二月においてその前月分までを支給する。但し、年金の給付事由が止んだとき又はその支給を停止したとき若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、その支給期月にかかわらず、その時までその分を支給する。

(年金を受くべき遺族の範圍)
第二十一條 年金を受くべき遺族の範圍は、組合員又は組合員であつて引続きこの法律によつて年金を受けていた者(組合員であつた者という。以下この節及び第六十二條において同じ)の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

6 組合員又は組合員であつた者の死亡当時胎兒であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とみなす。

第二十二條 前條第一項に規定する遺族のうち組合又は組合員であつた者の死亡当時年齢十八歳未満の子又は孫にあつては、まだ婚姻(届出を

しないが事実上婚姻關係と同様の事情に入つてゐると認められる場合を含む。以下同じ)していない場合に限り、年齢十八歳以上の子又は孫にあつては、組合員又は組合員であつた者の死亡当時から引き続き不具廢疾で生活資料を得る途がない場合に限り、年金を支給する。

(年金以外の給付を受くべき遺族の範圍)
第二十三條 年金以外の給付を受くべき組合員又は組合員であつた者の遺族の範圍は、左の各号に掲げる者とする。

- 一 組合員又は組合員であつた者の配偶者
- 二 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者を除く外組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者
- 四 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で第二号に該当しないもの

(給付を受くべき遺族の順位)
第二十四條 組合員又は組合員であつた者が死亡した場合において給付を受くべき遺族の順位は、左の各号に掲げる者とする。

- 一 年金を受取る者の順位は、第二十一條第一項に掲げる順序
- 二 年金以外の給付を受取る者の順位は、前條各号の順序。但し、同條第二号又は第四号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号

に掲げる順序

2 前項の場合において、父母については養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

(給付の併給)
第二十五條 二以上の給付事由が同時に存したときは、左に掲げる場合を除くの外、当該各種の給付を併給するものとする。

- 一 出産手当金の支給をなす場合において、その支給期間中は傷病手当金はこれを支給しない。
- 二 傷病手当金又は出産手当金を受取る期間については、休業手当金はこれを支給しない。
- 三 廢疾年金を受取る権利を有する者には、退職給付はこれを行わない。
- 四 退職年金を受取る権利を有する者には、廢疾一時金はこれを支給しない。

(給付金からの控除)
第二十六條 組合員が、組合員たる資格を喪失したときその者に支給すべき給付金がある場合において、その者が組合員に対して支拂うべき金額があるときは、給付金からこれを控除する。

(時効)
第二十七條 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由発生の日から年金たる給付については五年間、その他の給付については、二年間、これを行わないときは、時効に因り消滅する。

(給付を受ける権利の保護)
第二十八條 給付を受ける権利は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

(損害賠償の請求權)
第二十九條 組合は、給付事由が第三者の行爲に因つて生じた場合においては、当該給付事由に対して行つべき給付の價額の限度で、給付を受ける権利を有する者が第三者に対して有する損害賠償の請求權を取得する。

第二節 保健給付

(療養の給付)
第三十條 組合員が、公務に因らないで疾病にかかり、又は負傷した場合においては、組合は、左に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診療
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への收容
- 五 看護
- 六 移送

2 前項第五号及び第六号の給付は、組合が必要と認められた場合に限りこれを行うものとする。

第三十一條 前條第一項第一号から第四号までの給付は、組合の指定する医師、歯科医師、薬剤師、その他の療養機関(以下指定医という)のうち自己の選定したものについて、これを受けるものとし、組合は、厚生大臣の定める基準に従つて、その費用を指定医に支拂うものとする。

(療養費)
第三十二條 組合員が、指定医以外のものについて第三十條各号に掲げる療養を受けたときは、療養の給付に替へて療養費を支給する。

2 前項の療養費の額は、組合が療養

に要する費用を標準として厚生大臣の定める基準に従つて、これを定める。但し、組合員が現に支拂つた額をこえることはできない。
(家族療養費)

第三十三條 組合は、その組合員の被扶養者が指定医につき第三十條各号に掲げる療養を受けた場合において、組合は、第三十條及び第三十一條の規定により必要と定められた費用の半額を指定医に支拂うものとする。

2 組合員の被扶養者が指定医以外のものにつき第三十條各号に掲げる療養を受けたときは、前條第二項の規定によつて定められた額の半額に相当する額を、その組合員に対し家族療養費として支給する。
(給付の支給期間)

第三十四條 療養の給付、療養費及び家族療養費は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に關し左に掲げる事由に該当するに至つたとき以後は、これを支給しない。
一 療養給付を受けるに至つたとき。
二 療養の給付、療養費及び家族療養費を支給開始後三年を経過したとき。

2 組合員がその資格を喪失した際、療養の給付、療養費及び家族療養費を受けている場合においては、それらの給付は、前項第二号に規定する期をこえて支給しない。但し、その期間内に他の組合の組合員たる資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。
(分べん費及び配偶者分べん費)
第三十五條 組合員が分べんしたとき

は、分べん費として俸給の一月分を支給する。
2 組合員であつた者が、その資格喪失後六月以内に分べんしたときもまた前項と同様とする。但し、資格喪失後分べんするまでの間に他の組合の組合員たる資格を取得したときは、もとの組合は分べん費を支給しない。

3 組合員の被扶養者である配偶者が分べんしたときは、配偶者分べん費として俸給の半月分を支給する。
(は育手当金)
第三十六條 組合員又はその被扶養者である配偶者が分べん(死産の場合を除く)し、且つ、は育する場合においては、は育手当金として分べんの日から引き續き六月間は育している期間、一月につき百円を支給する。但し、その期間一月に満たないときは、これを一月とする。

2 前條第二項の規定は、は育手当金の支給に關して、これを準用する。
(埋葬料及び家族埋葬料)
第三十七條 組合員が公務に因らないうで死亡したときは、その埋葬を行う者に埋葬料として、俸給の一月分に相当する額を支給する。但し、その額が二千円に満たないときは二千円とする。

2 組合員の被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として前項に規定する額の二分の一を支給する。
第三十八條 第三十四條第二項の規定により給付を受ける者が死亡したとき、同項の規定により給付を受けた者がその給付を受けなくなつた日以後三月以内に死亡したとき又は組合員の資格を喪失した日以後三月以内に死亡したときは、その埋葬を行う者

に、前條第一項の規定に準じ埋葬料を支給する。
2 第三十四條第二項但書の規定は、前項の場合に、これを準用する。
第三節 退職給付
(退職年金)
第三十九條 組合員であつた期間二十年以上の者が、第十三條第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員たる資格を喪失したときは、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。但し、年齢満五十歳に達するまではその支給を停止する。
2 退職年金の年額は、俸給の四月分とし、組合員であつた期間二十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給日額の四日分を加算する。
第四十條 退職年金の支給を受ける者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から退職年金の支給を停止する。
2 前項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が、第十三條第二号又は第三号に規定する事由に該当したときは、前後の組合員であつた期間を合算して退職年金の額を改定する。

3 前項の規定により退職年金の額を改定した場合において、その改定額が従前の退職年金の額より少いときは、従前の退職年金の額をもつて改定退職年金の額とする。
(退職一時金)
第四十一條 組合員であつた期間六月以上二十年未満の者が、第十三條第二号又は第三号に規定する事由に該当したときは、退職一時金を支給する。

2 退職一時金の額は、俸給日額に、組合員であつた期間に應じ別表第一に定める日数を乗じて得た金額とする。但し、療疾一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、療疾一時金の額と合算して俸給の二十二月分を越えることができない。
第四節 療疾給付
(療疾年金)
第四十二條 組合員であつた期間六月以上の者が公務に因らないうで疾病にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発した疾病のため退職した場

合において、療養の給付を受けた日又は療養費の給付事由の発生した日から起算し三年以内に治癒したとき又は治癒しないがその期間を経過したとき別表第二に掲げる程度の療疾の状態にある者には、その程度に應じて、その者の死亡に至るまで療疾年金を支給する。
2 療疾年金の額は、俸給に、別表第三に定める月数を乗じて得た金額とする。
3 組合員であつた期間十年以上の者に支給する療疾年金の年額は、前項の金額に、その期間二十年に至るまでは十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給日額の三日分を、二十年以上については二十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給日額の四日分を加算する。

第四十三條 療疾年金を受け得る権利を有する者が、療疾年金の支給を受ける程度の療疾の状態に該当しなくなつたとき以後は、その療疾年金は、これを支給しない。
第四十四條 組合員であつた期間二十年未満で療疾年金を受ける権利を有する者が前條の規定により療疾年金

の支給を受けなくなつた場合において、すでに支給を受けた療疾年金の総額が、その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきであった退職一時金と俸給十月分の合算額(その合算額が俸給二十二月分を越える場合は俸給二十二月分)に満たないときは、その差額を支給する。
(療疾一時金)
第四十五條 組合員であつた期間六箇月以上の者が公務に因らないうで療疾にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発した疾病のため退職した場

合において、療養の給付を受けた日又は療養費の給付事由の発生した日から起算し三年以内に治癒したとき又は治癒しないがその期間を経過したとき別表第四に掲げる程度の療疾の状態にある者には、療疾一時金を支給する。
2 療疾一時金の額は、俸給の十月分とする。但し、退職一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、退職一時金の額と合算して俸給の二十二月分を越えることができない。
第五節 遺族給付
(遺族年金)
第四十六條 組合員であつた期間二十年以上の者が死亡したときは、その者の遺族に対し遺族年金を支給する。

第四十七條 遺族年金の額は、左の区分による金額とする。
一 退職年金の支給を受ける者が死亡した場合においては、その退職年金の額の二分の一
二 組合員であつた期間二十年以上の者が、退職年金の支給を受けることなくして死亡した場合におい

て、すでに支給を受けた療疾年金の総額が、その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきであった退職一時金と俸給十月分の合算額(その合算額が俸給二十二月分を越える場合は俸給二十二月分)に満たないときは、その差額を支給する。

て、すでに支給を受けた療疾年金の総額が、その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきであった退職一時金と俸給十月分の合算額(その合算額が俸給二十二月分を越える場合は俸給二十二月分)に満たないときは、その差額を支給する。

て、すでに支給を受けた療疾年金の総額が、その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきであった退職一時金と俸給十月分の合算額(その合算額が俸給二十二月分を越える場合は俸給二十二月分)に満たないときは、その差額を支給する。

ては、その者が支給を受けるべきであつた退職年金の額の二分の一であつた期間二十年以上三 組合員であつた期間二十年以上の者で、廢疾年金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合においては、その者が支給を受けるべきであつた退職年金の額の二分の一

(遺族年金の轉給)

第四十八條 遺族年金を受ける者が左の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失ふ。2 前項の規定において遺族年金を受くべき後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

一 死亡したとき。
二 婚姻したとき。
三 子又は孫(不具廢疾で生活資料を得る途がない者を除く。)が年齢満十八歳に達したとき。
四 不具廢疾で生活資料を得る途がないため遺族年金を受けていた者につき、その事情が止んだとき。

第四十九條 遺族年金を受ける者が一年以上所在不明であるときは、次順位者の申請により、所在不明中その年金の支給を停止することができ

る。2 前項の規定によつて、遺族年金を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、当該順位者にこれを支給する。

(遺族一時金)
第五十條 組合員が死亡したときは、その遺族に、遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、俸給日額に、組合員であつた期間に應じ別表第五に定める日数を乗じて得た金額とす

る。
(年金者遺族一時金)
第五十一條 左の各号の一に該当するときは、組合員であつた者の遺族に対し、年金者遺族一時金を支給する。

一 退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、遺族年金の支給を受くべき遺族がないとき。

二 組合員であつた期間二十年以上の者で、廢疾年金の支給を受ける権利を有するものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受くべき遺族がないとき。

三 組合員であつた期間二十年未満の者で、廢疾年金の支給を受ける権利を有するものが死亡したとき。

四 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失ひ、以後年金を受くべき遺族がないとき。

第五十二條 前條の一時金の額は、左の区分による。

一 前條第一号に該当する場合において、すでに支給を受けた年金の総額が、退職年金の額の六分の一に満たないときは、その差額

二 前條第二号に該当する場合において、すでに支給を受けた年金の総額が、その組合員が退職の際受けるべきであつた退職年金の六分の一に満たないときは、その差額

の二十二月分をこえるときは二十二月分)に満たないときは、その差額

四 前條第四号に該当する場合においては、すでに支給を受けた退職年金、廢疾年金及び遺族年金の総額が、その組合員が受けた退職年金又は受けるべきであつた退職年金又は受けるべきであつた退職年金の額の六分の一に満たないときは、その差額

第六節 罹災給付
(弔慰金及び家族弔慰金)
第五十三條 組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害によつて死亡したときは、組合員については俸給の一月分の弔慰金をその遺族に、被扶養者については俸給の半月分の家族弔慰金を支給する。

(災害見舞金)
第五十四條 組合員がその住居又は家財に損害を受けたときは、別表第六に掲げる損害の程度に應じて、俸給に、同表に定める月数を乗じて得た金額を災害見舞金として支給する。

第七節 休業給付
(傷病手当金)
第五十五條 組合員が公務に因らないで疾病にかかり、又は負傷し療養のため引き続き勤務に服することができない場合においては、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき俸給日額の十分の八に相当する金額を支給する。

2 組合員で被扶養者のないものが入院した場合において支給すべき傷病

手当金は、前項の規定にかかわらず、俸給日額の十分の六に相当する金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に關しては、その支給を始めた日から起算し六月間とする。

4 結核性疾病に關しては、前項の間をこえて通じて三年に至るまでの療養のため勤務に服することができなかつた期間について、継続した傷病手当金を支給する。

5 第三十四條第二項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。

(出産手当金)
第五十六條 組合員が分べんしたときは、出産手当金として分べんの日前四十二日、分べんの日以後四十二日以内において勤務に服することができなかつた期間一日につき俸給日額の十分の八に相当する金額を支給する。組合員であつた者が、組合員の資格喪失後六月以内に分べんしたときもまた同様とする。

2 前條第二項の規定は、出産手当金の支給に關して、これを準用する。

3 組合員がその資格を喪失した際に出産手当を受けている場合においてはその給付は第一項に規定する期間内は、引き続きこれを支給する。但し、その期間内に他の組合の組合員たる資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

(休業手当金)
第五十七條 組合員が、左の各号の一の事由に因り欠勤した場合においては、休業手当金としてその期間(第三号から第五号までの各号についてはその各号に掲げる期間内)一日に

つき俸給日額の十分の六を支給する。

一 公務に因らない疾病又は負傷
二 組合員の被扶養者の疾病又は負傷
三 組合員又はその配偶者の分べん十四日
四 組合員又はその被扶養者に係る公務に因らない不慮の災害 五日
五 組合員の婚姻又は配偶者の死亡、二親等内の血族、一親等の姻族若しくはその他の被扶養者で組合員の收入により主としてその生計を維持する者の婚姻又は葬祭七日

六 前各号に掲げるものの外、所属機關の長が已むを得ないと認めた事由
第五十八條 傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る俸給の全部又は一部を受け、その受ける金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第八節 給付の制限
第五十九條 この法律により給付を受くべき者が、故意に給付事由を生ぜしめたときは、当該給付事由に係る給付は、その全部又は一部を行わないことができる。その者が懲戒処分を受け、又は禁以上の刑に処せられたときも、また同様とする。

第六十條 組合員若しくは組合員であつた者又はその被扶養者が、正当の理由なくして療養に關する指揮に従わなかつたことにより、又は重大な過失により事故を生ぜしめたときは、その者に係る保健康給付 廢疾給付又は休業給付の全部又は一部を行わないことができる。

<p>第六十一條 保健給付、療疾給付又は休業給付の支給に關し必要があるとき認めるときは、その支給に係る者につき診断を行うことができる。</p> <p>2 正当の理由がなく前項の診断を拒否した場合においては、その者に係る保健給付、療疾給付又は休業給付の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>第六十二條 遺族給付の支給を受くべき者が、組合員又は組合員であつた者が若しくは遺族給付の支給を受ける者が故意に死に致らしたときは、その者については、その受くべき給付を支給しない。但し、この場合において後順位者があるときはその者に支給する。</p> <p>第四章 福祉施設</p> <p>第六十三條 組合は、前章に規定する給付を行う外、組合員の福祉を増進するため、左の各号に掲げる福利及び厚生に關する事業を行うことができる。</p> <p>一 組合員の保健及び保護並びに教育に資する施設の経営</p> <p>二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付</p> <p>三 組合員の貯金の受入又はその運用</p> <p>四 組合員の臨時の支出に対する貸付</p> <p>五 組合員の需要する生活必需品の買入又は賣却</p> <p>2 組合が、前項に規定する事業を共同して行う必要がある場合においては、組合は、共済組合連合会(以下連合会という)を設立することができる。</p> <p>3 連合会は法人とする。</p>	<p>第六十四條 連合会は、主たる事務所を東京都に置く。</p> <p>2 連合会は、大藏大臣の認可を受け前條に規定する事業を行うため、必要な地に從たる事務所を設けることができる。</p> <p>3 連合会に加入している組合は、連合会の事業を執行するに要する費用に充てるためその組合に対し國庫が拂い込む負担金(第十七條第二号から第四号までに掲げる給付に要するものを除く)の百分の五に相当する金額を、その拂込があることに、連合会に拂い込まなければならない。</p> <p>第六十五條 連合会は、定款をもつて左に掲げる事項を規定し、大藏大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一 目的</p> <p>二 名称</p> <p>三 事務所の所在地</p> <p>四 加入及び脱退に關する事項</p> <p>五 役員に關する事項</p> <p>六 資産の管理及び會計に關する事項</p> <p>2 定款は、大藏大臣の認可を受けなければ、これを變更することができない。</p> <p>第六十六條 連合会は、前條の定款の認可の日に成立する。</p> <p>第六十七條 第八條第一項及び第二項、第九條第一項並びに第十條第一項及び第四項の規定は、連合会に關して、これを準用する。</p> <p>第五章 掛金及び國庫負担金(掛金)</p> <p>第六十八條 組合員は、組合の給付に要する費用に充てるため、掛金を負担する。</p> <p>2 前項の掛金は、組合員の俸給を標準としてこれを算定するものとし、その俸給と掛金との割合は各組合につき、運営規則でこれを定める。(國庫負担金)</p> <p>第六十九條 國庫は、左の各号に掲げる金額を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。</p> <p>一 保險給付、罹災給付及び休業給付に要する費用の二分の一</p> <p>二 退職給付、療疾給付及び遺族給付に要する費用の百分の五十五</p> <p>三 組合の事務に要する費用の全額</p> <p>2 前項第三号に規定する組合の事務に要する費用は、毎年度予算をもつてこれを定める。</p> <p>第七十條 組合員の俸給支給機關は、毎月俸給支給の際その俸給から運営規則に定める掛金に相当する金額を控除してこれをその所屬する組合に拂い込まなければならない。</p> <p>第六章 共済組合審査会(審査の請求)</p> <p>第七十一條 給付に關する決定又は掛金の徴收に對し異議のある者は、直接共済組合審査会(以下審査会という)に對し、或は組合の地方支部を通じて文書又は口頭をもつて審査会に對し審査を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による給付に關する決定に對する審査の請求は、時効の中間に關しては、これを裁判上の請求とみなす。</p> <p>3 第一項の審査の請求は、決定又は徴收の通知があつた日から六十日以内にこれをなさなければならない。(審査会)</p> <p>第七十二條 審査会は、各組合ごとに</p>	<p>これを置き、前條第一項の規定によりその権限に屬せしめられた事項を掌る。但し、命付で定める場合においては、二以上の組合に一の審査会を置くことができる。</p> <p>2 審査会は、第三條第二項の規定により、組合を代表する各省各廳の長の所轄に屬する。但し、前項但書の規定により、二以上の組合に一の審査会を置いた場合においては、当該關係組合を代表する各省各廳の長の協議により、そのいずれか一人がそれを所轄する。</p> <p>第七十三條 審査会は、委員九人をもつて、これを組織する。</p> <p>2 前項の委員は、組合員を代表する者、政府を代表する者及び公益を代表する者各三人とし、前條第二項の各省各廳の長がこれを委嘱する。但し、公益を代表する者の委嘱については、各省各廳の長は、運営審査会の同意を得なければならない。</p> <p>3 委員の任期は、三年とする。</p> <p>4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第七十四條 審査会の委員は、公益を代表する委員のうちから、会長を選挙する。</p> <p>2 会長は、会務を総理する。</p> <p>3 会長に事故がある場合においては、委員は、公益を代表する他の委員のうちから会長の職務を代理する者を選挙する。</p> <p>第七十五條 審査会は、会長が委員に對して適当な方法で通知をしてこれを招集し、その議事は、会長を除く出席委員の過半数でこれを決する。可否同数である場合には、会長の決するところによる。</p> <p>2 審査会は、組合を代表する委員、政府を代表する委員及び公益を代表する委員が各々少くとも一人以上出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。</p> <p>3 会長は、第七十一條第一項の規定による請求があつた場合においては、遅滞なく審査会を招集しなければならない。</p> <p>第七十六條 關係人及び証人は、会長の許可を受けて審査会の會議に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>第七十七條 審査会は、審査のため必要があると認める場合においては、如何なる關係人に対しても意見を求め、又は審査を請求した者に対して報告をさせ、若しくは出頭を命じ、又は給付の決定に關する請求の場合には医師に診断若しくは検査をさせることができる。</p> <p>第七十八條 審査会の決定は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に、これをなさなければならない。</p> <p>2 審査会の決定の通知は、決定のあつた日から起算して七日以内に、文書で、組合及び請求者に對してこれを通知しなければならない。</p> <p>第七十九條 審査会の委員の報酬及び旅費並びに第七十七條の規定により出頭を命じた關係人の旅費その他審査会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。</p> <p>第七章 雜則(医療に關する事項)</p> <p>第八十條 組合は、この法律の医療に關する事項については、随時厚生大臣に連絡をしなければならない。</p>
---	---	---

(船員たる組合員に対する例外)
第八十一條 命令で指定する組合の組合員で船員保険の被保険者であるもの(以下船員たる組合員という)の船員たる組合員としての資格の得喪及び期間の計算については、船員保険法の定めるところによる。
第八十二條 船員たる組合員又は船員たる組合員であつた組合員が、第十三條第一号から第三号に規定する事由に該当したときの退職給付又は遺族給付は、左の各号のうち組合員に有利なものを一つの給付とする。
一 組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付と命令で指定する組合員でなかつた船員保険の被保険者であつた期間がある場合のその期間に対する船員保険法に規定する養老年金又は脱退手当金若しくは遺族年金との併給
二 船員として受けるべき船員保険法の規定する養老年金、脱退手当金又は遺族年金と、船員たる組合員でない組合員であつた期間がある場合のその期間に対する組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付との併給

第八十三條 前條に規定する場合の外、船員たる組合員又は船員たる組合員であつた組合員に対する給付は、組合員として受けるべき給付と、船員たる組合員として受けるべき船員保険法に指定する給付(失業に關する給付を除く)とのうち、組合員に有利なものを一つの給付とする。
(國家公務員法との関係)
第八十四條 この法律は、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)

に定める諸條項にすべての点において従属し、且つ、いかなる点においてもこれに抵触しないものとする。又、従つて、國家公務員法の規定、同法に基く法律、政令又は人事委員会規則が施行せられたときは、これとてい触するこの法律の規定は、その効力を失うものとする。
附則
(施行期日)
第八十五條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。
(地方職員の取扱)
第八十六條 國に使用される者で地方公共團體から報酬を受けるもの又は地方公共團體の事務所に使用される者は、命令の定めるところにより、当分の間、この法律に基いて設けられた組合(以下新組合という)の組合員となる。

2 前項の規定に該当する者で、國庫から報酬を受ける者以外の者に対するこの法律の適用については、第六十四條及び第六十九條中「國庫」とあるのは「地方公共團體」「第七條及び第六十九條中「各省各廳の長」とあるのは「都道府縣知事」「第十九條中「俸給」とあるのは「給與」「第六十八條及び第七十條中「俸給」とあるのは「俸金算定の標準となつた給與」及びこの法律で「職員」とあるのは「國に使用される者で地方公共團體から報酬を受けるもの又は地方公共團體の事務所に使用される者」と読み替へるものとする。
3 第一項の組合員に対する給付額算定の基準となすべき給與については、命令で特別の定をなすことができる。

(旧法による共済組合の取扱)
第八十七條 この法律施行の際現に存する従前の法令に基いて組織された共済組合(以下旧組合という)は、命令の定めるところにより、この法律に基いて組織されたものとみなす。但し、命令で指定する旧組合以下廃止組合という)については、この限りでない。
(旧組合の権利義務の承継)
第八十八條 廃止組合の管理に係る権利義務の承継に關しては、命令でこれを定める。
(旧組合員の取扱)
第八十九條 廃止組合の組合員で、新組合の組合員たる資格を有するものは、この法律施行の日において、その者の所屬する各省各廳に設けられた組合の組合員となつたものとみなす。

2 廃止組合の組合員で新組合の組合員たる資格を有しないものは、この法律施行の日において、命令で指定する新組合の組合員となつたものとみなす。
3 廃止組合以外の旧組合の組合員で新組合の組合員たる資格を有しないものは、この法律施行の日において、命令で指定する新組合の組合員となつたものとみなす。
4 警察法(昭和二十二年法律第九十六号)及び消防組織法(昭和二十二年法律第三十六号)施行の日からこの法律施行の日まで自治体警察の職員又は自治体消防の職員であつた者は、その職員であつた期間これを従前の警察共済組合令(大正九年勅令第四十四号)に基いて組織された組合の組合員であつたものとす

る。
(すでに給付事由の発生している給付の取扱)
第九十條 この法律施行の日前に、すでに給付事由が発生している給付及びこの法律施行の日前に給付の原因たる事故が発生し、この法律施行の日以後にその給付事由が発生した給付については、なお従前の法令の規定により支給する。
(組合員たる期間計算の特例)
第九十一條 この法律施行の際新組合の組合員である者のこの法律施行の日前から引続き旧組合の職員であつた期間(第一條各号の一に該当する職員であつた期間及び恩給法(大正十二年法律第四十八号)に規定する公務員又は公務員に準すべき者であつた期間を除く)は、これを新組合の組合員であつた期間とみなす。
(期間計算の特例に伴う追加費用の負担)
第九十二條 前條の規定により生ずべき組合の追加費用は、國庫(第八十六條第一項の規定に該当する者で國庫から報酬を受ける者以外の者)については都道府縣又は市町村が、これを負担する。

(施行の現在における貸借対照表)
第九十三條 新組合は、大蔵大臣の定めるところにより、この法律施行の日現在における貸借対照表を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。
(退職給付等の経過措置)
第九十四條 第十七條第二号から第四号までに掲げる給付は、恩給法の適用を受ける者及び命令で指定する組合の組合員に対しては、当分の間、

これを行わない。
第九十五條 この法律施行の際、現に組合員である者に支給すべき退職年金、退職一時金又は遺族一時金の額は、第三十九條、第四十一條又は第五十條の規定により算出した額よりこの法律施行前の職員であつた期間一年について俸給日額に左の各号に掲げる日数を乗じて得た額を控除した金額とする。但し組合員であつた期間二十年以上の者に対する遺族一時金については、控除しない。
一 退職年金にあつては、二・四五
二 退職一時金又は遺族一時金にあつては、十日
第九十六條 第九十四條に規定する組合員以外の組合員が、同條に規定する組合員となつたときは、退職給付の支給については、これを退職とみなす。但し、退職年金は、その者が組合員である期間その支給を停止する。

(共済組合連合会の解散)
第九十七條 財團法人政府職員共済組合連合会は、第六十六條の規定により、連合会が成立した日に解散するものとする。
2 財團法人政府職員共済組合連合会がその解散の日現在において有する一切の権利義務は、その日に連合会がこれを承継するものとする。
第九十八條 審査会の委員の任期に關する特例)
第九十九條 審査会の最初の委員のうち、その三分の一の者の任期は、これを一年とし、他の三分の一の者の任期は、これを二年とする。その委員は、それぞれ第三條第二項の規定により組合を代表する各省各廳の長

が、これを命ずる。

(法令の廃止)

第九十九條 左に掲げる勅令は、この法律施行の日に、これを廃止する。

鉄道共済組合(明治四十年勅令第百二十七号)

営林局共済組合令(大正八年勅令第三百六号)

警察共済組合令(大正九年勅令第四十四号)

生糸検査所共済組合令(昭和十二年勅令第二百一十号)

刑務共済組合令(昭和十五年勅令第四百八十九号)

政府職員共済組合令(昭和十五年勅令第八百二十七号)

印刷局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十四号)

專賣局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十五号)

造船局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十六号)

逓信共済組合令(昭和十五年勅令第九百五十号)

教職員共済組合令(昭和十六年勅令第十七号)

土木共済組合令(昭和十六年勅令第六百四十九号)

北海道廳営林現業員共済組合令(昭和十七年勅令第六百八十六号)

別表第一

組合員の期間	日数
六月以上	一〇日
一年以上	二〇日
一年以上	三〇日
一年以上	四〇日
一年以上	五〇日
一年以上	六〇日
三年以上	七〇日

四年 以上	八〇日	十二年 以上	二六〇日
四年六月以上	九〇日	十二年六月以上	二七五日
五年 以上	一〇〇日	十三年 以上	二九〇日
五年六月以上	一一〇日	十三年六月以上	三〇五日
六年 以上	一二〇日	十四年 以上	三二〇日
六年六月以上	一三〇日	十四年六月以上	三三五日
七年 以上	一四〇日	十五年 以上	三五〇日
七年六月以上	一五〇日	十五年六月以上	三六五日
八年 以上	一六〇日	十六年 以上	三八〇日
八年六月以上	一七〇日	十六年六月以上	三九五日
九年 以上	一八〇日	十七年 以上	四一〇日
九年六月以上	一九〇日	十七年六月以上	四二五日
十年 以上	二〇〇日	十八年 以上	四四〇日
十年六月以上	二一〇日	十八年六月以上	四五五日
十一年 以上	二二〇日	十九年 以上	四七〇日
十一年六月以上	二三〇日	十九年六月以上	四八五日
十二年六月以上	二四五日		

別表第二

發疾年金を支給すべき程度の發疾の狀態

發疾の程度	發疾の狀態
一	両眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六以下に減じたもの
二	そしやく又は言語の機能を發したるもの
三	両腕を腕関節以上にて失つたもの
四	両足を足関節以上にて失つたもの
五	両腕の用を全廢したるもの
六	両足の用を全廢したるもの
七	十指を失つたもの
八	前各号の外負傷又は疾病に因り發疾となり高度の精神障害を殘し勤勞能力を喪失したるもの
一	両眼の視力〇・一以下に減じたもの
二	鼓膜の大部分の欠損その他に因り両耳の聴力耳かくに接しなければ大を解し得ないもの
三	せき柱に著しい機能障害を發したるもの
四	そしやく又は言語の機能に著しい障害を發したるもの
五	一手のおや指及びひとさし指を併せて四指以上を失つたもの
六	十指の用を發したるもの
七	一腕の三大関節中二関節の用を發したるもの

備考

一 視力の測定は万国式視力表による屈折異状があるものについては矯正視力につき測定する。

二 指を失つたものとはおや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三 指の用を發したるものとは指の末節の半以上を失ひ、又は掌指関節若しくは第一指関節(おや指にあつては指関節)に著しい運動障害を發したるものをいう。

四 あしゆびを失つたものとはその全部を失つたものをいう。

七 おや指又はひとさし指若しくはその他の二指以上を失つたもの

八 おや指の用を發したるもの又はひとさし指を併せて二指の用を發したるもの若しくはおや指及びひとさし指以外の三指の用を發したるもの

九 一腕の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を發したるもの

十 一足の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を發したるもの

十一 一腕の長管状骨に仮関節を發したるもの

十二 一足の長管状骨に仮関節を發したるもの

十三 一足をセンチメートル以上短縮したるもの

十四 一足の第一のあしゆび又はその他の四のあしゆびを失つたもの

十五 一足の五のあしゆびの用を發したるもの

六 せき柱に著しい運動障害を發したるもの

五 鼻を欠損しその機能に著しい障害を發したるもの

四 鼓膜の大部分の欠損その他に因り一耳の聴力耳かくに接しなければ大を解し得ないもの

三 そしやく又は言語の機能に著しい障害を發したるもの

二 両眼のまぶたに著しい欠損又は両眼に半盲症、視野狭さく若しくは視野変状を發したるもの

一 一眼の視力〇・一以下に減じたもの又は両眼の視力〇・六以下に減じたもの

別表第四

發疾の程度	發疾の狀態
一	發疾一時金を支給すべき程度の發疾の狀態
二	發疾一時金を支給すべき程度の發疾の狀態

十六 前各号の外負傷又は疾病に因り發疾となり精神障害、身体障害又は神経系統に障害を殘し勤勞能力に制限を有するもの

備考

- 一 視力測定は万国式視力表による屈折異状があるものについては矯正視力につき測定する。
- 二 指を失つたものとはおや指は指関節、その他の指は第一関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廢したものは指の末節の半以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著るしい運動障害を殘すものをいう。
- 四 あしゆびを失つたものとはその全部を失つたものをいう。
- 五 あしゆびの用を廢したものは第一のあしゆびは末節の半以上、その他のあしゆびは末節節若しくは第一指関節（第一のあしゆびにあつては指関節）に著るしい運動障害を殘すものをいう。

別表第五

組合員の期間	日数
六月未満	二二〇日
六月以上	一三〇日
一年 以上	一四〇日
二年 六月以上	一五〇日
二年 以上	一六〇日
三年 六月以上	一七〇日
三年 以上	一八〇日
四年 六月以上	一九〇日
四年 以上	二〇〇日
五年 六月以上	二一〇日

第一類第七号 厚生委員會議録 第十三号 昭和二十三年六月二十二日

別表第六	損害の程度	月数
一 住居及び家財の全部が燒失又は滅失したとき	三月	
二 住居及び家財の半分以上が燒失又は滅失したとき	二月	

三 住居又は家財の半程度が燒失又は滅失したとき 一月

○鈴木政府委員 たいだいま議題となりました國定公務員共済組合法案に関する提案理由を御説明申し上げます。

まず初めに申し上げねばなりませんのは、現行の政府職員共済組合令は、昭和二十三年法律第七十二号によりまして暫定的に法律たる効力を認められておりますが、近くその期限が満了いたしますので、新たに共済組合の組織とかその活動とかを律します統一的法律を制定する必要があるとして、ここに從來の根拠法規を統一して國家公務員共済組合法を制定することとした次第であります。

まず國家公務員共済組合法の内容についてであります。大別いたしますと大体四点ぐらいになるかと考えられます。その第一点は、組合の人格及び運営に関する点であります。すなわちこの法律におきましては共済組合を法人としたし、各各各廳の長がその組合を代表し、その事業を執行することにしたいたしました。これらの各各各廳の長は、この法律に基いて運営の準則とも申すべき運営規則によりまして、共済組合の運営を行うことになつております。

第二点は、組合の運営機構において、その民主的運営をはかるために運営審議会の制度を設けまして、組合員をしてその運営に参加させる方法を講じますとすとも、また給付の決定とか掛金の徴収とかにつきまして異議がある組合員の苦情を処理するために、大藏省及び各現業廳に共済組合審査会

を設けました点でございます。運営審議會はその委員を組合員の代表者から選びまして、運営規則の制定改廢とか、重大な財産上の処分とか、その他重要事項を審議し、種々各各各廳の長の諮問に應じまた建議できるものであります。また共済組合審査会は組合員を代表する委員、政府を代表する委員、公益を代表する委員各同数からなる審査委員により構成せられまして、苦情の公正な処理をはかることになつております。

第三点は組合の行います給付についてであります。その從來のものに比較し、改正された点の大略を申し上げますと、第一に健康保険給付に相当する給付につきましては、健康保険法改正案と実質的均衡をはかるため給付を増額いたしました。第二に退職給付、發疾給付、遺族給付につきましては、現在までは終戦前の俸給程度のものに基づき俸給といたしておりましたのを、退職當時現に受ける俸給に改めました。

第三に弔慰金、家族弔慰金の給付であります。これは現在鉄道共済組合のみに行われていたものであります。これを他の組合にも一律に行わしめることになつたものと、災害見舞金を以前より若干増額いたしました。

第四は休業給付を設けまして、法定のやむをえない欠勤の場合に、俸給に代る手当を支給することにしたいたしました。組合の給付につきましては、現在はその種類や額が組合により異なつておるのであります。この法律によりまして、公務員は組合から統一した給付を受けられることになつたのであります。

以上申し上げました点のほか、特に附け加えて申し上げなければならぬのは、地方職員の取扱ひでございます。すなわちこの法律におきまして共済組合の組合員となり得るのは「國に使用せられ、國庫から報酬を受けます常時勤務の職員」であり、地方職員でも従来共済組合に加入しておりました系統の職員は、地方公共團體におきまして、これに代る施設ができません。すなわち、この法律により共済組合の組合員となることにはいたしません。

また恩給法との関係であります。この法律に規定いたします給付は、國に使用せられ國庫から報酬を受ける全職員に対し行うことを原則といたしますが、現在恩給法の適用を受ける公務員及び準公務員並びに非現業の雇傭人につきましては、当分の間、退職給付、發疾給付及び遺族給付等の長期給付はこれを行わないこととしたしております。すなわち、このうち恩給法の適用を受け得る公務員及び準公務員につきましては、恩給法改正の際考慮することになつておりました。さらに非現業雇傭人につきましては本年度中に成案を得て実施に移したいと考えております。何とぞ御審議の上速やかに御賛成あらんことを御願ひ申し上げます。

次に申し上げますのは國庫負担金であります。これは民間の社会保険と権衡をとりまして、短期給付については五分、長期給付については五分五分をそれぞれ國庫が負担するとともに、組合の事務に要する費用は國庫が全額負担することになつておりました。これに要します財源はすでに本年度予算に計上せられ、御審議を願つております。

○山崎委員長 暫時休憩いたします。

午後二時五十七分休憩

午後三時三十分開議

○山崎委員長 休憩前に引続いて開会いたします。

○山崎委員長 休前に引続いて開会いたします。

有田委員

○有田委員 ただいま議題となりました薬事法案について、民主自由党を代表いたしまして、各派共同一致の修正案を提出いたします。

第六條の第二項

「前項の免許証は、厚生大臣の定める手数料を納めて、毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければ、その効力を失う。」

「前項の免許証は、省令の定めるところにより、毎年十二月三十一日までに、免許を受けた薬剤師の住所を管轄する都道府県知事を経て、厚生大臣の登録による更新を受けなければ、その効力を失う。」

と訂正いたすのであります。さらに第十三條の第二項

「学説、試験には、左の課目を含むものとする。

- 数学
- 物理学
- 化学
- 薬用植物学
- 生薬学
- 製薬化学
- 衛生化学

薬事に関する法規（薬局法を含む。）以上を削りまして、

「薬剤師國家試験は、省令の定めるところにより、薬剤師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。」

と訂正するものであります。さらに第三項を消して、

「学説試験に合格したものでなければ、実地試験を受けることができない。」

と訂正するのでございます。さらに第四項はこれを全然抹殺するのであります。さらに第七十五條の次に第七十六條を新しく設けて、

第七十六條 旧法の規定により薬剤師免許を受けることができるものであつて、やむを得ない理由により、この法律施行の日までに、免許を受けることができなかったもの、又は旧法の規定により単に未成年であるの故をもつて、薬剤師免許を受けることができなかったもので、この法律施行の後、成年に達したものに對しては、第三條第二項の規定にかかわらず、厚生大臣は、薬剤師免許を與えることができる。

かように修正するものであります。さらに民主自由党を代表いたしまして、一言厚生当局にお願いいたしたいことは、第四十一條の厚生大臣の指定するメルフアミン、あるいはペニシリンにつきまして、厚生当局としましては、國民大衆の敗戦後における経済能力その他を十分お考えの上、この運営に万遺憾のないように御処置ありたい。かように希望するのであります。さらにこの修正案を含めまして本薬事法案に賛成するものであります。

○山崎委員長 次に田中委員。

○田中(松)委員 日本社会党を代表いたしまして、本法案に対する意見を申し述べます。多くの意見をもつておりますが、それはすでに質疑應答に際して詳しく申述べて、それら、政府当局の意見を伺つておられますが、ともすれば、ここで審議するときには、併されたことが、後日施行される場合に、あたつては、どうも軽視されるおそれがあるのではないかと思つて、この案件は、実に國民の医療上における重大なる関連をもつ法案でございませうから、どうぞその節言明されましたようなことを、実施の面について確實に実行されるように希望する次第であります。

次にこれは日本社会党だけの意見でございませぬ。できれば附帯決議をつけたいと思つておつた案件でございませぬが、政府当局は医薬分業が本来の建前である、こういう意見を述べられましたが、しかしその医薬分業という、百年経つてもいゆる理想とする医薬分業というところに達することができないと思つてあります。でありますから、政府は速やかなる機会において、医薬分業の徹底をはかるように、積極的に努力をせよ、ということ、次いで医師法、歯科医師法あるいは歯科衛生士法、保健婦助産婦看護婦法というような独立の身分法ができて、うとしておるときに、同じような立場に立つておる薬剤師だけが身分法がないというところは、何としても私も納得のいかないところでございます。政府は薬剤師の身分法に関しまして、歯科医師法、医師法その他関連の法律

と同様に単独なる薬剤師法を近き将来において提案されるよう努力せられたら。以上を切に希望いたしまして、修正を含む本案に賛成するものであります。

○山崎委員長 次に武田委員。

○武田委員 民主党を代表いたしまして修正を含む本案に賛成いたします。

○山崎委員長 次に榎原委員。

○榎原(平)委員 私は日本自由党を代表いたしまして、ただいま有田委員の御提案になりました修正案に賛成するものであります。なおこの際希望を述べておきたいと思つて、ブルフアミン系薬剤、あるいはペニシリン等厚生大臣が指定されるものの範圍につきましては、たびたび、政府が言明されましたように、薬事委員会によつて決定せられるということでございますが、この薬事委員会の運営にあたりまして、正しい民衆の希望と同時に科学的立場に立ちまして、そして常に正当なる立場並びに厳正中立の立場に立ちまして、薬事委員会におきましてこれらの薬剤を指定されることを希望する次第でございます。なお薬剤師の身分法たる薬剤師法の制定に對しましては田中委員が言われましたように、私も一日も早くこれらの法案が提出されることを望んでおる次第であります。

最後に、もう一つは、薬の小賣業者の中には、引揚同胞その他のごく零細なる資本をもつておられる方が多いのでございまして、それらの指定にあたりまして、特別な親心をもちつてこの法案の完全なる運用をしていただきたいということ希望するものであります。

○山崎委員長 これにて討論は終局いたします。

たしました。採決にはいりませぬ。有田二郎君より提案いたされた各派共同一致の修正案について採決をいたしたいと存じます。本修正案を可決いたすことに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○山崎委員長 起立総員、よつて本修正案は可決いたしました。

次に本修正部分を除いた他の部分を原案通り可決いたすことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたしました。これにて本案は修正議決いたしました次第でございます。

なお議長に提出いたします報告書の作成に關しましては、委員長に一任していただかないと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なければさう取計らいます。

本日はこれにて散会いたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後三時三十分散会

薬事法案内閣提出に關する報告書

一、議案の目的及び要旨
現行薬事法は戦時中に立法された關係上、今日の情勢にはすでに不適当となつたので、薬事制度の民主的運営、公衆の保健及び保護の立場から、取締規定の整備及び委任立法規定の縮減等に主眼を置いた改正を行おうとするのが本法案の目的である。その内容の主なるものは次の通り

と訂正いたすのであります。さらに第十三條の第二項「学説、試験には、左の課目を含むものとする。」
数学
物理学
化学
薬用植物学
生薬学
製薬化学
衛生化学
薬事に関する法規（薬局法を含む。）以上を削りまして、
「薬剤師國家試験は、省令の定めるところにより、薬剤師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。」
と訂正するものであります。さらに第三項を消して、
「学説試験に合格したものでなければ、実地試験を受けることができない。」
と訂正するのでございます。さらに第四項はこれを全然抹殺するのであります。さらに第七十五條の次に第七十六條を新しく設けて、
第七十六條 旧法の規定により薬剤師免許を受けることができるものであつて、やむを得ない理由により、この法律施行の日までに、免許を受けることができなかったもの、又は旧法の規定により単に未成年であるの故をもつて、薬剤師免許を受けることができなかったもので、この法律施行の後、成年に達したものに對しては、第三條第二項の規定にかかわらず、厚生大臣は、薬剤師免許を與えることができる。
かように修正するものであります。さらに民主自由党を代表いたしまして、一言厚生当局にお願いいたしたいことは、第四十一條の厚生大臣の指定するメルフアミン、あるいはペニシリンにつきまして、厚生当局としましては、國民大衆の敗戦後における経済能力その他を十分お考えの上、この運営に万遺憾のないように御処置ありたい。かように希望するのであります。さらにこの修正案を含めまして本薬事法案に賛成するものであります。

りである。

(一) 薬剤師の身分について薬剤師免許証の更新及び國家試験に関する規定を設けたこと。

(二) 薬事委員会を設け、これに重要な権限を與え、薬事行政運営の民主化を図つたこと。

(三) 医薬品の製造業、販賣業、薬局等の許可制を改めて登録制を設けたこと。なお、用具並びに化粧品製造業についても同様の制度を採り入れてゐる。

(四) 医師、歯科医師等の調剤権を本文に移し、その調剤方法について制限規定を設けたこと。

(五) 不良粗悪の医薬品、用具、化粧品を取り締るため、具体的規定を設けたこと。

二、議案の修正議決理由

本法案は終戦後の民主主義的傾向に即應し、薬事行政の民主的運営を図らうとするもので、その内容は概ね妥當と認められるが

(一) 薬剤師免許証を毎年更新することにより手数料を徴収することを廃止し、

(二) 薬剤師國家試験の科目を法文に列挙することを改めて抽象的表現に止め、

(三) 旧法の規定により薬剤師免許を受ける資格のあつた者が、未成年その他やむを得ない理由で本法案施行の日までに薬剤師免許を得られなかつた者に対して、当分無試験で免許を與える規定を設けること等を適切と認め、別紙の通り修正議決した。

三、本案施行に要する経費
薬事監視員制度 約 百万円

薬事委員会 約四百万円
合計 約五百万円

右報告する。

昭和二十三年六月二十二日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長 松岡駒吉

薬事法案の一部を次のように修正する。

(免許証の交付)

第六條 厚生大臣は、薬剤師免許を與えたときは、薬剤師名簿に登録し、薬剤師免許証を交付しなければならぬ。

2 前項の免許証は、命令の定めるところにより、厚生大臣の定めたる手対料を納めて、毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければならぬ。

第十三條 薬剤師國家試験を分けて、薬剤師國家試験は、命令の定めるところにより、学説試験及び実地試験とする。

2 学説試験には、左の科目を含むものとする。

- 数学
- 物理学
- 化学
- 薬用植物学
- 生薬学
- 製薬化学
- 衛生化学

3 実地試験には、左の科目を含むものとする。

分析学(定性、定量)
医薬品鑑定(顯微鏡的検査を含む)

製薬化学
調剤学
衛生化学

4 学説試験に合格した者でなければ、実地試験を受けることができない。

第七十五條 第五改正日本藥局方(昭和七年內務省令第二十一号)は、第三十條の規定により厚生大臣が日本藥局方を公布するときは、これを同條に規定する日本藥局方とみなす。

第七十六條 旧法の規定により薬剤師免許を受けることができるものであつて、やむを得ない理由により、この法律施行の日まで、免許を受けることができなかった者、又は旧法の規定により単に未成年であるの故をもつて、薬剤師免許を受けることができなかった者で、この法律施行の後、成年に達した者に対しては、第三條第二項の規定にかかわらず、厚生大臣は、薬剤師免許を與えることができる。

民生委員法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の目的及び要旨
現下の社会情勢に伴い、民生委員の職務は益々重要性を加えつつあつて、これを律するものとして従来の民生委員令では、不十分となつたため、これに所要の改正を加え、且つ、法律に基く制度にしようとするのが本法案の目的である。

(一) 民生委員の選出方法の民主化を図つたこと。

(二) 民生委員再推薦の規定を設けたこと。

(三) 民生委員の心構え、努力目標を明示したこと。

(四) 民生委員がその職務上の地位を政黨又は政治的目的を利用することを禁止したこと。

(五) 民生委員の解職に関する規定を設けたこと。

(六) 民生委員の指導訓練に関する規定を設けたこと。

(七) 任期を三年としたこと。

(八) 民生委員協議会の常務委員並びに民生委員事務所に関する規定を設けたこと。

二、議案の可決理由
生活保護法及び兒童福祉法の第一線機關として、その他共同社会の世話役として、民生委員の職務の重要性が次第に増加し、又その活動に対する期待が愈々重大となつたので、本法案の内容は現在の社会情勢下において適切妥當と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費
約四千八百七拾六万三千元
右報告する。

昭和二十三年六月二十二日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長 松岡駒吉

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の目的及び要旨
厚生年金保険では、保険金決定の基準たる標準報酬月額額の最高限が六百元となつてゐる結果、本制度全体が、いわば冬眠状態にあるので、現下の経済情勢に即應するため、所要の改正を加えるとともに、最近の立法の趨勢に鑑み、命令中の重要事項はすべてこれを法律に移そうとするのが本法案の目的である。

(一) 標準報酬の最高制限額月額六

百元を八千円に引き上げ、標準報酬に基いて支給される保険給付の全面的増額を図つたこと。

(二) 寡婦年金、寡夫年金及び遺児年金等を創設し、被保険者であつた期間六箇月以上である者に対しても年金支給の途を開いたこと。

(三) 給付内容の充実を図つたこと。なお、年金受給者が配偶者及び子を扶養する場合には加給金として配偶者及び子一人につき月二百円を加給すること。

(四) 従來の業務上の理由に因る障害年金及び遺族年金額を五倍に引き上げたこと。

(五) 保険料率を約三分の一に引き下げたこと。

二、讓渡の可決理由
本法案は、現下の社会事情に適合するよう保険給付の改善を行い、國民生活に希望を與えらるるとともに、これに伴つて増額する財源は、給付の發生までになお十数年余裕のある養老給付の面において調節し、保険料率を約三分の一程度に引き下げる等、その内容は適切なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費
事務費 約九千四百三万円
保険給付費 約五千四百八十万円
右報告する。

昭和二十三年六月二十二日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長 松岡駒吉

第一類第七号 厚生委員会議錄 第十三号 昭和二十三年六月二十二日

第一類第七号

厚生委員會議錄

第十三号

昭和二十三年六月二十二日

昭和二十三年十月五日印刷

昭和二十三年十月六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局